



川崎市環境教育・学習基本方針

～環境教育・学習を効果的に推進していくためのガイドライン～



かわさき3R推進キャラクター
「かわるん」



平成28年3月
川崎市



目次

第1章 基本方針改正の背景.....	1
第2章 基本方針の改正の基本的な方向性	3
第3章 基本方針の目的・位置づけ	6
第4章 これまでの川崎市の環境教育・学習の取組.....	7
(1) 最近の5年間(H22～H26)における取組状況	7
(2) 環境教育・学習の実施にあたる課題.....	8
(3) 主な環境教育・学習の取組内容.....	9
第5章 環境教育・学習の推進に関する基本的な事項	12
(1) 環境教育・学習の目標	12
(2) ESDの視点を取り入れた取組の推進	13
(3) 環境保全のために求められる人間像.....	14
(4) 環境教育・学習が育むべき能力	14
ア 「未来を創る力」	14
イ 「環境保全のための力」	14
(5) 環境教育・学習に求められる要素	15
第6章 基本的な方向性I 協働取組の推進「つながる」	18
(1) 川崎の地域資源を活用したつながり	19
ア 「環境技術の集積」でつながる	19
イ 「河川や丘陵地等の豊かな自然」でつながる	20
ウ 「数々の環境教育・学習の拠点」でつながる	20
エ 「地域における活発な取組」でつながる	20
(2) 環境教育・学習に関する協働への支援	21
第7章 基本的な方向性II 環境教育・学習を地域で実践「伝える」	23
(1) 関心を引きつけて参加を促す取組	23
(2) 成長過程に応じた取組	28
(3) 自発的な意思を尊重した取組	32
(4) 効果的な情報発信	32
第8章 基本的な方向性III 人材育成とその活用「活かす」	33
(1) コーディネーターやファシリテーターの育成とその活用	33
(2) 環境教育・学習に係る拠点・施設の充実	35
第9章 環境教育・学習の推進と進行管理	38
(1) 環境教育・学習の推進体系	38
(2) 市民及び事業者との協働体制の整備	40
(3) 年度ごとの事業実績及び事業計画の作成	40

第1章 基本方針改正の背景

地球温暖化や失われつつある生物多様性などの環境問題に対処していくためには、市民、事業者、行政などの様々な主体が環境に配慮した行動を実践していくことが重要であり、家庭や地域、学校、職場などの様々な場面において環境教育・学習を推進して環境に関する理解を深め、行動に結びつけていく必要があります。

国においては、平成23年6月に環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）を公布し、協働取組の在り方や環境教育に関わる団体の支援方策等について新たに規定するとともに、学校教育における環境教育の充実に向けて、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成24年6月閣議決定）」を作成し、国民、事業者、民間団体行政等の様々な主体の自発性を尊重し、これらと協働しながら持続可能な社会づくりに取り組むこととしています。

川崎市は、かつて、生産活動の拡大などにより深刻な公害問題に直面し、行政、事業者、そして市民が全力をあげて問題解決に取り組み、以降、地球規模の問題も含めて、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会づくりを進めてきました。

こうした中、本市では、平成7年11月に環境教育・学習を推進するためのガイドラインとして「川崎市環境教育・学習基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定（平成18年3月に改訂）し、普及啓発事業の充実や市民、事業者の参加による地域づくり等の各種の取組を進め、現在では、市民、事業者、学校などの行政以外の様々な主体においても積極的に環境教育・学習の取組が行われています。



身近な自然での生き物観察会



事業者が実施する環境授業

基本方針改正の背景

しかし、基本方針の改訂(平成18年3月)以降、概ね10年が経過し、この間、低炭素社会、生物多様性保全、循環型社会の形成など、環境問題はますます複雑化してきており、こうした問題に効果的に対処していくためには、単独での取組には限界があり、相互に協力して活動を行う「協働取組」によって、分野横断的な環境保全活動を体系的に推進していくことが重要であり、様々な主体や世代が相互に協力して学び合い、地域全体で環境教育・学習に取り組むことが必要となっています。

こうしたことから、主体間とのつながりや役割を相互に認識し、地域で取り組まれている様々な環境教育・学習を効果的に発展させていくための仕組みづくりが求められています。

また、複雑化する環境問題に対処し、将来にわたって持続可能な社会を築いていくためには、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として主体的な役割を果たすことが重要であり、国際社会においてもそのための環境教育の取組が進められているなか、家庭、職場、地域、学校等の様々な場での環境教育・学習を通じた環境保全活動の実践とその広がりが求められています。

さらに、地域における環境教育・学習を推進していくためには、育成した人材を効果的に活用していくことが重要であり、環境教育・学習を担う人材の育成のみならず、それらが活用される機会を創ることも求められています。

こうした状況を踏まえ、環境教育・学習を取り巻く情勢に対応するとともに、様々な主体や世代との協働・連携による環境保全活動の輪を広げ、環境教育・学習の取組を持続的に発展させていくため、このたび、環境教育・学習を総合的に推進するガイドラインとなる基本方針を改正いたします。



市民団体による小学校での出前授業



地域環境リーダーの交流会
「エコ・フェスタかわさき」

第2章 基本方針の改正の基本的な方向性

本市では、これまでの基本方針において「環境マインドを定着させ、環境倫理を確立し、環境に配慮した行動をとることができる人間の育成」を推進方針として定め、行政、市民、企業の各主体の役割のもと、普及啓発事業や学習教材の作成、人材育成等の様々な事業を推進してまいりました。

平成26年度においては、本市が実施するものだけでも、年間で120事業が実施され、述べ人数で約36万8千人が参加いたしました。このほか、市民団体や企業が自発的に実施する環境教育・学習も数多くあり、本市においては様々な形で積極的に環境教育・学習が行われています。

国による環境教育等促進法に基づく基本方針の改正では、協働取組の在り方について新たに規定したほか、学校教育における環境教育の充実、地球温暖化、生物多様性保全、循環型社会形成の最近の動きへの対応、地域の身近な環境問題への取組を体験させ、実感を伴わせることの重要性や環境教育を担う人材の育成のみならず、それが活用される機会を創ることの重要性が規定されました。

本市においても、環境関連の情勢に対応しながら、様々な主体や世代との協働・連携による環境保全活動の輪を広げ、環境教育・学習を持続的に発展させていくことが必要です。

こうした中で、様々な主体による取組を一過性に終わらせないために、行政は、市民や事業者等の意識をさらに高め、それぞれが環境教育・学習に取り組みやすくする仕組みづくりを進め、様々な主体が地域でつながり、協力し合いながら、持続可能な社会づくりを協働・連携して進めていく必要があります。



企業と協働したエコ・クッキングの実施



市民団体と協働した
地域環境リーダー育成講座の実施

基本方針の改正の基本的な方向性

また、低炭素社会の実現や生物多様性の保全、循環型社会の形成などといった、社会の価値観や風習、経済などと深く結びついている複雑化した環境問題への対処として、一人ひとりが意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組む必要があることから、**様々な場面で環境教育・学習を通じて知識を伝え、気づきを引き出し、話題を発展させていきながら自ら進んで環境問題に取り組む人材を育むことが必要です。**

さらに、地域環境リーダー等の育成を進め、平成 26 年度現在、合計約 300 名の方が終了し、地域の環境保全活動に御尽力されています。これらの方々をはじめ、地域で活動している様々な方々とのネットワークを形成し、各主体間をつなげていくコーディネーターの育成や、得た知識や経験を活かす環境教育の場の充実による、**育成した人材を活かす取組を一層推進していくことが必要です。**

そこで、新たな基本方針では、本市における様々な主体による積極的な環境保全活動の推進の特徴と、これまでの間に進められてきた環境教育・学習の現状を踏まえ、協働取組の視点、環境への配慮意識の一層の向上の視点、そして、育成した人材の活用による環境教育・学習の充実の視点として、「つながる」、「伝える」、「活かす」という 3 つの基本的な体系に整理し、分野横断的に取組を推進してまいります。



生田緑地での自然観察会



E S D (持続可能な開発のための教育) の
視点を取り入れた環境教育の実践



川崎市環境総合研究所



CC かわさき交流コーナー

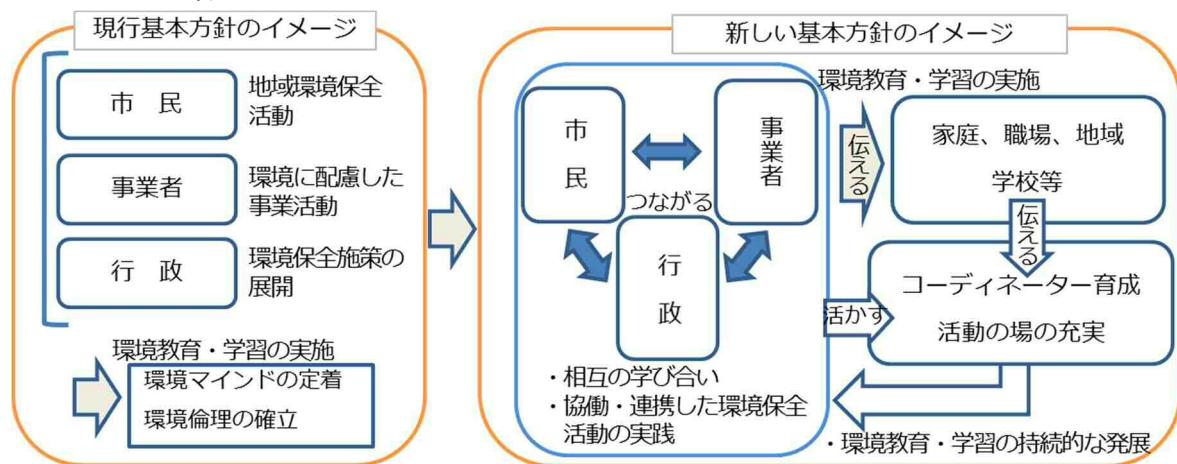
川崎市環境教育・学習基本方針の改正

改正の背景

- ・市民活動団体や事業者など様々な主体における積極的な環境教育・学習への取組の状況
- ・前回の改正から概ね10年が経過し、低炭素社会、生物多様性保全などの環境関連情勢が変化
- ・環境教育・学習を担う人材の育成が進み、それらの効果的な活用の必要性

市内の環境教育・学習について、環境関連の情勢に対応しながら、様々な主体や世代との協働・連携による環境保全活動の輪を広げ、環境教育・学習の取組を持続的に発展させていく

基本方針の改正概要



協働取組の推進【つながる】

市民、事業者、行政が相互に協働・連携して、環境教育・学習に地域全体で取り組む

- ・川崎の地域資源を活用したつながり
(環境教育に関する情報共有の協働・連携プラットフォームの形成)
- ・環境教育・学習に関する協働への支援
(環境教育支援ポータルサイトの開設)

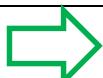
環境教育・学習を地域で実践【伝える】
家庭や職場、地域、学校等の様々な場で環境教育・学習を実施し、自ら環境配慮に取り組んでいく人材を育て、地域における行動を促す

- ・関心を引きつけて行動を促す取組
(家庭、職場、地域ごとの戦略的アプローチ)
- ・成長過程に応じた取組
(幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校・大学での教育)

人材育成とその活用【活かす】

環境教育の持続的な発展に向けて、地域環境リーダー等の人材育成や環境教育・学習の活動の場の充実により、地域の活動をさらに促進

- ・コーディネーターの育成・活用
(人と地域を結ぶコーディネーターの育成)
- ・環境教育・学習に係る拠点・施設の充実
(民間事業所の体験の機会の場への認定)



環境配慮の意識の向上と、協働・連携して環境保全に取り組む社会づくり

第3章 基本方針の目的・位置づけ

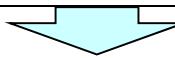
この基本方針は、市民・事業者・行政が協働・連携し、環境教育・学習を推進する上で必要な基本的な考え方や各主体の役割等を示すものです。

川崎市環境基本条例（平成3年12月制定）

第7条

(6) 市民が人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動が取れるよう、系統的な環境教育・学習の推進に努めること。

第8条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想を踏まえ、環境行政の基本指針となる川崎市環境基本計画を策定するものとする。



川崎市環境基本計画（平成6年2月策定・平成23年3月全面改定）

めざすべき環境像

「環境を守り 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市・かわさき」

◆重点分野 環境教育・環境学習の推進

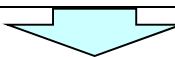
◎重点目標・指標

環境教育・環境学習に関する講座・講習会開催状況

環境学習活動や環境保全活動等の人材育成講座の修了生人数

小・中学校における市民、事業者との協働による環境教育講座等の開催状況

環境教育等促進法第8条に基づく
「行動計画」としての位置づけ



川崎市環境教育・学習基本方針

（平成7年11月策定（平成18年3月改訂）、平成28年3月改正予定）

環境教育・学習を効果的に推進していくためのガイドライン

【基本方針の目的】

川崎市環境基本計画に定める目標の実現に向けて、複雑化する環境問題に対応できる人材（多様な主体・問題の関連性への理解等）の育成や、市民活動団体、事業者、行政が協働・連携して取り組む環境教育・学習の体系的かつ効果的な推進を図るための基本的な方向性を示しています。

【基本的な方向性】

◆協働した取組の推進【つながる】

- ・市民、事業者、行政が相互に協働・連携して、環境教育・学習に地域全体で取り組む

◆環境教育・学習を地域で実践【伝える】

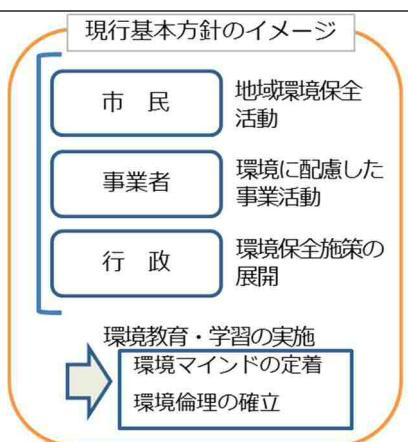
- ・家庭や職場、地域、学校等の様々な場で環境教育・学習を実施し、自ら環境配慮に取り組んでいく人材を育て、地域における行動を促す

◆人材育成とその活用【活かす】

- ・地域環境リーダー等の人材育成や環境教育・学習の活動の場の充実により、地域の活動をさらに促進

第4章 これまでの川崎市の環境教育・学習の取組

川崎市環境基本計画に掲げる「人と環境が共生する都市・かわさき」を実現し、さらに地球環境の保全のために、主体的かつ積極的に行動できる市民の育成を目指すため、環境マインドを定着させ、環境倫理を確立し、**環境に配慮した行動をとることができる人間の育成を進め**てまいりました。



(1) 最近の5年間(H22～H26)における取組状況

環境教育・学習の取組状況の把握、及び情報の共有化を図るため、川崎市では平成22年度実施分から毎年度、「川崎市環境教育・学習実施結果一覧」を作成し、ホームページで公開しています。

平成22年度から平成26年度までの川崎市関連の環境教育・学習の年間実施件数及び参加人数の推移は次のグラフのとおりです。



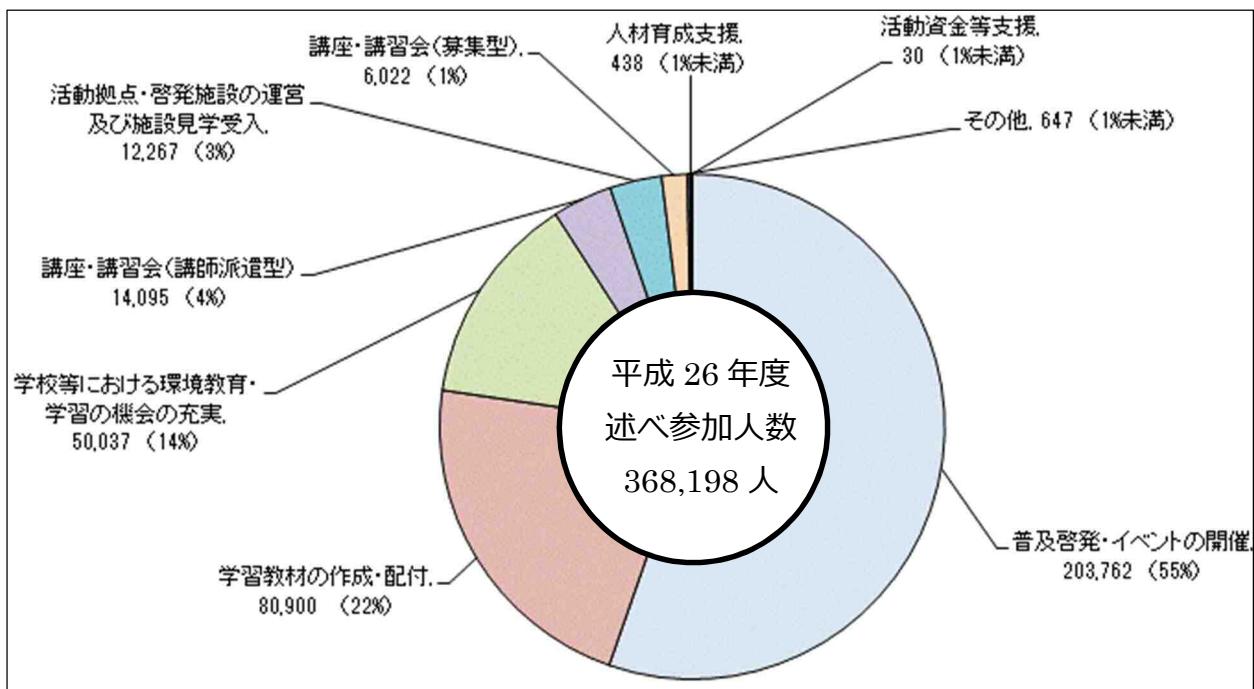
環境基本計画では環境政策ごとに達成状況を総合評価しています。2014年度版環境基本計画年次報告書での環境教育・学習の推進については、次のとおりです。

施策の方向 VI-1 環境教育・環境学習の推進	指標評価	方向評価
<p>■指標：環境関連施設利用者数（環境学習センター等入館者数） ・エコ暮らし未来館：16,407人、橋りサイクルコミュニティセンター学習室：239人（対前年度：16,581人増加、対基準年度：多い）</p>	3	3

(評価3：達成状況が、対基準値、対前年度のいずれにおいても良い)

これまでの川崎市の環境教育・学習の取組

平成 26 年度に実施した環境教育・学習の内容の内訳（述べ参加人数 368,198 人）としては、普及啓発・イベントへの参加が 20 万人超で大半を占めるほか、学習教材の作成・配布や学校等における環境教育・学習の機会の充実といった、学校等における取組の割合も大きくなっています。



また、地域環境リーダー育成講座及び平成 22 年度以降の緑化推進リーダー、里山ボランティア育成講座の修了人数は平成 26 年度末現在で述べ 579 人となっています。

(2) 環境教育・学習の実施にあたる課題

様々な主体で環境教育・学習に取り組まれていますが、地域で取り組まれている様々な環境教育・学習を効果的に発展させていくにあたり、各主体間のつながりや役割の共通の認識のもとで、協働・連携の仕組みづくりが求められています。

また、国際社会において E S D (持続可能な開発のための教育。11 ページ参照。) の普及に向けた取組が進められているなか、複雑化する環境問題に対処し、将来にわたって持続可能な社会を築いていくためには、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として主体的な役割を果たすことが重要であり、家庭、職場、地域、学校等の様々な場での環境教育・学習を通じた環境保全活動の実践とその広がりが求められており、環境教育・学習の内容の充実や効果的な広報・PR と参加者の確保について、実施主体からも課題として多く挙がっています。

さらに、地域における環境教育・学習を推進していくためには、地域環境リーダー等の育成した人材を効果的に活用していくことが重要であり、環境教育・学習を担う人材の育成のみならず、それらが活用される機会を創ることも求められています。

(3) 主な環境教育・学習の取組内容

普及啓発・イベントの開催

- ・自然観察教室の実施
- ・環境出前講座の実施
- ・環境教育施設等での環境学習・施設見学
- ・講座、講習会、セミナーの開催
- ・各種イベントでのリユース食器の使用
- ・区役所等における環境イベントの実施
- ・環境基本計画年次報告書等の報告書の作成



学習教材の作成・配布

- ・小学生、中学生向け環境副読本の作成
- ・幼児向けの環境教育事例集等の作成
- ・各種の環境関連冊子の作成
- ・下敷き等の各種の環境関連グッズの作成



環境教育・学習の機会の充実

- ・民間事業者に対する体験の機会の場の認定
- ・かわさきエコ暮らし未来館等の環境学習拠点の活用
- ・幼児環境教育プログラムの実施
- ・保育園での環境教育の連携



人材育成

- ・地域環境リーダー育成講座の開催
- ・人材交流の場のエコ・フェスタかわさきの開催
- ・花と緑のまちづくり講座の開催
- ・里山ボランティア育成講座の開催
- ・花壇ボランティア実践講座の開催
- ・各種の研修会、勉強会、講習会等の開催



コラム①環境教育・学習を取り巻く歩み

	世界の動き、国の動き	川崎市の環境関連の動き
1970 年代	1972 国連人間環境会議 ストックホルムで開催された環境問題に関する最初の世界的な政府間会議 1975 国際環境教育会議 環境教育専門家による会合でベオグラード憲章を作成 1977 環境教育政府間会議 環境教育に関するトビリシ政府間会議宣言（トビリシ宣言）	1972 公害防止条例を公布（全国を先駆けた総量規制の導入） 1976 環境影響評価に関する条例を公布（全国を先駆けた環境悪化の未然防止の仕組みを導入）
1980 年代	1987 環境と開発に関する世界委員会 持続可能な開発に向けた方策を提言したブルントラント報告	1986 総合教育センターが開設
1990 年代	1992 国連環境開発会議 地球サミット。環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ 21、森林原則声明の合意、気候変動枠組み条約と生物多様性条約への署名が開始 1993 環境基本法の制定 1997 テサロニキ国際会議 環境教育を持続可能性に向けて変化するための備えを与えるものと定義	1990 ごみ非常事態宣言 1991 環境基本条例を公布 1994 環境基本計画を全国に先駆けて策定 1995 環境教育・学習基本方針の策定
2000 年代	2002 国連環境開発会議 持続可能な開発に関する首脳会議 地球サミットの進歩の検証、ヨハネスブルク宣言の採択 2005 国連持続可能な開発のための教育の 10 年開始 2007 国際環境教育会議	2005 一般廃棄物処理基本計画の策定（かわさきチャレンジ 3 R） 2006 環境教育・学習基本方針の改訂 2007 エコドライブ宣言 多摩川プランの策定 2008 緑の基本計画の改定 C C かわさきエコ戦略
2010 年～	2011 環境教育等促進法に改正 2012 Rio + 20 地球サミットから 20 周年を迎える機会に開催のフォローアップ会合 2013 第 37 回ユネスコ総会 2015 年以降の ESD の枠組みである「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」が採択 2014 持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するユネスコ世界会議が名古屋・岡山で開催	2010 地球温暖化対策推進計画の策定 C C かわさきエコ暮らし 3 つのチャレンジキャンペーン 2011 環境基本計画の全面改定 2012 一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定 水環境保全計画の策定 2014 生物多様性かわさき戦略の策定

(参考) 市の関連計画における環境教育・学習の位置づけ

計画等の名称、及び環境教育・学習の位置づけ
【川崎市総合計画】 基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり
【環境基本計画】(平成23年3月全面改正) 重点分野 環境教育・環境学習の推進
【地球温暖化対策推進計画】(平成22年10月策定) 基本施策VII 地球環境に係る環境教育・環境学習の推進 施策課題Ⅱ—3 協働した地球温暖化対策の推進
【一般廃棄物処理基本計画】(平成28年3月改定) 基本施策I 「環境市民」をめざした取組 第1期行動計画 “エコ暮らし”が実践できる環境市民をめざした世代別の環境教育・環境学習の推進
【緑の基本計画】(平成20年3月改定) 基本方針1 協働により緑を守り育む持続可能な仕組みの構築 (緑のボランティア活動の推進等) 基本方針5 かわさき緑の市民文化の育みと地球環境都市への飛躍 (環境学習の推進等)
【川崎市新多摩川プラン】(平成28年3月改定) 基本目標III 子どもの生きる力を育む場の創造 15 環境学習、環境教育の推進
【生物多様性かわさき戦略】(平成26年3月策定) 基本方針I 人と生き物をつなげる (人と生き物とのかかわり方への理解や環境配慮意識を広める等) 基本方針III 情報をつなげる (生物多様性に関する様々な情報をわかりやすく伝える)
【水環境保全計画】(平成24年10月策定) 主な施策III-2-2 環境教育・環境学習の推進
【第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン(第1期実施計画)】(平成27年3月策定) 基本政策II 施策1「確かな学力の育成」の取組のひとつとして位置づけ

第5章 環境教育・学習の推進に関する基本的な事項

持続可能な社会づくりに向けた環境教育・学習の目標や、ESDの視点を取り入れた取組の推進、環境保全の人間像、環境教育・学習が育むべき能力、環境教育・学習に求められる要素については以下のとおりです。

(1) 環境教育・学習の目標

本市が進める環境教育・学習は、川崎市環境基本計画のめざすべき環境像である「環境を守り 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市かわさき」の実現に向けたまちの姿の一つである「多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす」とする環境政策として、「本市において日常生活や事業活動を営む多様な主体が、地域や地球の環境について学び、自らの活動の環境への負荷が低減されるよう環境配慮を取り入れるとともに、様々な主体や世代が協働して環境の保全及び創造に積極的に取り組む社会をめざす」ことを目標としています。

この基本方針では、本市が掲げる環境教育・学習の目標に向けて環境教育・環境学習を効果的に推進していくためのガイドラインとして、複雑化する環境問題に対応でき、多様な主体や問題の関連性について理解し、主体的に行動できる人材を育成するとともに、環境教育・学習を体系的かつ効果的に実施するため、これまでの多くの市民や事業者による活動や様々な情報、技術、環境学習等の拠点施設、自然環境などの豊富な地域資源を活用しながら、市民・事業者・行政が協働・連携した、家庭や職場、地域、学校等での様々な場での環境教育・学習の取組を推進していくための基本的な方向性を定めています。

参考：「環境教育・学習」とは

環境教育等促進法では、環境教育は「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」とされています。

環境の保全としては、同法で、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。）とされています。

この基本指針においても環境教育・学習の定義は同法に準ずるものとします。

(2) E S Dの視点を取り入れた取組の推進

ESD(Education for Sustainable Development)とは、一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育のことで、平成13年に国連総会で「国連ESDの10年」を採択し、世界で平成17年から平成26年にかけて「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」としての活動が取り組まれ、現在、後継プログラムとして、グローバル・アクション・プログラム(Global Action Programme : GAP)が公開され、日本においてもESDをますます推進していくとしています。

本市の環境教育・学習に関する各種の取組について、ESDの視点でとらえ、持続可能な社会の実現に大切なことを理解したり、問題解決に必要な能力・態度を身に付けたりする人材育成を図るなど、日頃の地域環境活動の取組のなかにESDを取り入れるための仕組みづくりを進めていくこととします。

コラム②「ESDってなんだろう？」

ESDって何だろう？



ESD(Education for Sustainable Development)とは、「一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育のこと」を言います。

具体的には、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取組の中に、持続可能な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが求められています。

(環境省作成のパンフレットから引用)

■持続可能な社会へのヒント

ここまで学んできた環境のことをあらためて考えてみよう。
いくつかのポイントに整理できそうだ。
たぶんそれが「持続可能な社会」を実現するヒントになるんだ！

ポイント1 **自然の循環を大切にする社会**
私たちは自然の循環の中で生きている。自然がつくりだすよりもたくさんの資源やエネルギーを使うこと、大気や水を汚したり廃棄物を出すこと、人間の都合で自然をこなすことなど、自然の循環をそこなうことは問題を大きくする一方だ。



ポイント2 **すべての人に公平な社会**

どこかに問題を抱いた社会はこれになってしまう。かりに自分たちのまわりの問題が解決しても、見えないところ、遠い国など、どこかがうまくいっていない社会は長続きはしない。平和で貧困なく、すべての地域で自然の循環が大切にされる社会。すべての人が健康で、食べ物が十分にある社会。そんな社会を作らなきゃ！



ポイント3 **ひとりひとりの心が満たされる社会**

忘れてはいけないことがある。そうやってつくった社会が、本当に私たちが望んでいるものかどうかってことだ。快適で楽しい生活。生きがいを感じる毎日。自分のやるべきことを信じて実現できる人生。ひとりひとりが幸せな社会。それがいちばんのポイントだ！



■想像力をひろげよう

今、あなたのまわりの世界、そして目の前にはない世界にも、想像力をひろげてみよう。



■計画をつくろう

さあ、自分がのぞむ環境、未来の社会、地球の姿は？
君のすんでいる町、君の学校、君の家での行動計画をつくることから始めよう!!

〈自分の力を信じて未来への一步をふみだそう〉

はじめに
ひとりで紙に書いてみる

この世の中で、自分が「いやだな」「なくなればいいな」と思うものを、いくつでもあげてみよう。

次に
ひとりで考えてみる

いちばん初めに書いたものはなに？
全体になにか傾向はあるかな？

最後に
みんな(グループ)で話し合う

どんなにむずかしくても、どんなに時間がかかるても、
「みんなで力を合わせれば、なくなる、なくなる」と思うものに
×をつけていこう。

図：川崎市環境副読本（中学校用）から引用

(3) 環境保全のために求められる人間像

「多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす」ために求められる人間像としては、例えば以下が挙げられます。

- ・他者と議論し、合意形成することのできる人間
- ・「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- ・他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- ・理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
- ・既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間



(4) 環境教育・学習が育むべき能力

前述の人間像に求められる能力としては、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けることができ、これらを育みながら、人と環境との相互作用を学び、自分たちの生活や環境が将来どのように変化するかを想像し、環境への負荷の少ない行動様式を身に付け、ライフスタイルや社会システムを持続可能な仕組につなげていくことが必要です。

ア 「未来を創る力」

- ・社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- ・課題を発見・解決する力
- ・客観的・論理的思考力と判断力・選択力
- ・情報を活用する力
- ・計画を立てる力
- ・意思疎通する力（コミュニケーション能力）
- ・他者に共感する力
- ・多様な視点から考察し、多様性を受容する力
- ・想像し、推論する力
- ・他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
- ・地域を創り、育てる力
- ・新しい価値を生み出す力 等

イ 「環境保全のための力」

- ・地球規模及び身近な環境の変化に気づく力
- ・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- ・環境配慮行動をするための知識や技能
- ・環境保全のために行動する力 等

(5) 環境教育・学習に求められる要素

学校における環境教育・学習は各教科や総合的な学習の時間等で扱われています。また、職場や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育・学習が実施されています。

このように環境教育・学習は、様々な場で様々な内容で実施されていますが、共通の基礎的要素として、以下のことを重視することが必要です。

- ・地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶ自然体験や、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること
- ・協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションにより、気付きを「引き出す」こと
- ・日常の消費生活や事業活動等の活動が微妙な環境のバランスに影響を与えていていることなどの人間と環境との関わりに関するものと、環境負荷を生み出している社会経済の仕組みや私たちの生活や文化の在り方についてなどの環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を理解することが持続可能な社会に向けての道筋を把握するうえで大切なことを学ぶこと
- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、例えば消費者が直接見えない部分で温室効果ガスの排出や生物多様性への影響等の環境負荷を与えていることについて理解すること
- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと
- ・いのちの大切さを学ぶこと

コラム③「地域環境と地球環境問題」

大気汚染や水質汚濁、地盤沈下など、身近な環境に関することが地域環境、地球温暖化や資源枯渇、生物の絶滅など、地球規模の環境に関することが地球環境問題です。

地球温暖化は、これまでに経験したことのないような大型の台風の発生や異常気象、干ばつなどに影響するとされていますが、その影響は、遠く離れた世界に住む人々や生物に、既に出始めていると考えられています。身近な地域環境と違って、地球環境の変化に気づくことは容易ではありません。

日本に住む私たちは、日々の暮らしと世界中に住む人々の生活や多様な生物が暮らす自然にもたらす影響について常に意識し、環境保全のために行動することが重要です。

各主体の役割

環境教育・学習を実施する市民、事業者、行政の各主体のそれぞれが対等な立場を尊重し、互いの得意分野や他の主体ではできない特性等を理解した上で、協働して環境教育・学習を推進するためには適切な役割分担が必要です。

それぞれの環境教育・学習の推進に関する役割分担の基本的な考え方については、次のとおりとします。

【市民の役割】

(市民)

- ・市民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければなりません（川崎市環境基本条例）。
- ・人間活動と環境との相互作用を正しく理解し、家庭や地域で環境に配慮したライフスタイルを実践し、環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）として社会経済の仕組みを変えていく役割があります。
- ・地域の環境保全活動に参加し、環境教育・学習の拠点の運営に協力するなど、地域の良好な環境の保全及び創造のために主体的・積極的に行動していく役割があります。

(市民活動団体等)

- ・町内会や地域の任意の活動グループなどの地域の市民で構成する市民団体や、地域環境リーダー等の市と協働・連携して積極的な地域環境保全活動に尽力いただいている市民においては、環境問題と地域の特徴を理解しつつ、自らの経験や活動力、ネットワークを最大限に活かし、地域の様々な主体と連携してイベントの開催又は参加や学校等における環境教育・学習の実施、環境教育・学習拠点の運営・協力などを通じて、問題意識や意欲を引き出し、自発的な行動を促進するなど、地域における環境教育・学習の取組の推進役を担う役割があります。

(地域環境リーダー)

- ・コーディネーター養成講座等を修了した地域環境リーダーにおいては、様々な主体による地域や学校等での環境教育・学習の活動の実現を図るため、コーディネーター役として主体間を調整する役割があります。

【事業者の役割】

(事業者)

- ・事業者は、自らの活動が環境に影響を与える立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、市の規制及び指導を順守するとともに、市の関連施策に積極的に協力しなければなりません（川崎市環境基本条例）。
- ・地域社会の一員として、地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、事業所内で環境教育・学習を行い、従業員の環境意識を高める役割があります。
- ・自社の事業特性や技術力を活かした、体験の機会の場の提供や視察見学の受け入れ、学校等での出前講座の実施など、可能な限り積極的に環境教育・学習の推進に協力する役割があります。

環境教育・学習の推進に関する基本的な事項

(学校等)

- ・幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校では、教育活動を通じ、それぞれの発達段階に応じて、また、各教科間、学校間、地域の市民活動団体や事業者、行政との連携に配慮しつつ、体験活動を取り入れながら環境教育・学習を実施し、児童・生徒等が環境問題について正しい理解を深め、自ら考えて行動できるよう育て、さらに家庭や地域に学んだことを伝えたり、実践したりすることを促す役割があります。

【行政の役割】

(市)

- ・市は、市の施策を実現するにあたっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、良好な環境の保全及び創造に努めなければなりません(川崎市環境基本条例)。
- ・環境教育・学習に関する施策を総合的に推進する役割があります。
- ・市民、事業者、学校等が実施する環境保全活動・体験の場や機会の充実と各主体同士の連携のほか、コーディネーターやファシリテーター等の人材育成、市民活動団体による自立的な活動への支援、環境に配慮した行動促進から社会経済システムを変えていくための仕組みづくり、市民との協働による施策の推進、環境関連情報の発信など、環境教育・学習の様々な主体との協働・連携や効果的な環境配慮意識の定着化、地域の活発な活動促進などを図る役割があります。
- ・市民による自主的な環境保全活動の実践や環境教育・学習の実施につなげ、次世代にわたって持続的に発展し続けるよう、市民に対して川崎に興味を持ち続け、川崎をよくしていきたいという地元愛の醸成を図る役割があります。
- ・行政自らが常に環境に配慮した施策を実施できるよう、職員の環境意識を高めていく役割があります。
- ・国や近隣都市等と連携し、市域を超えた広域的な対応に取り組む役割があります。

(国)

- ・環境教育等促進法や法に基づく国の方針に基づき、持続可能な社会づくりに向けて、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等の様々な主体と協働し、またこれらの主体による自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育等の推進に取り組むとしています。

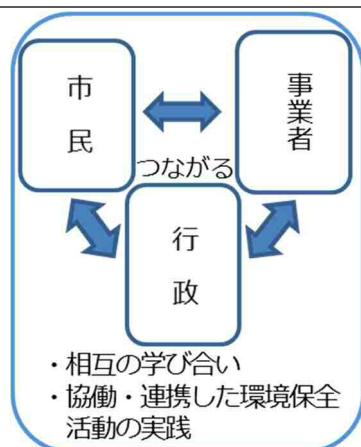
第6章 基本的な方向性 I 協働取組の推進「つながる」

現在、地域の市民活動団体（NPO法人等）、事業者や学校、行政などの様々な主体により環境教育・学習が取り組まれています。

これらの実施主体は、異なる得意分野や機能などに応じ、様々な役割を有していることから、各主体が相互に協力して地域全体で取り組むことにより、地域における環境教育・学習の効果を高めることができます。

また、環境教育・学習を受ける側も含め、自然・文化・社会・経済が多種多様な事物から成り立つ「多様性」や、人間が関わりあって相互に作用する「相互性」の視点で考えながら、持続可能な社会の構築に向けて、相互のつながりを尊重し、他者と協力する態度を保つなど、行動を変革していくことができるよう日々から工夫していくことが大切です。

そのため、川崎市協働・連携の基本方針との整合を図りながら、多様なコラボレーションによる環境教育・学習の推進を図ります。



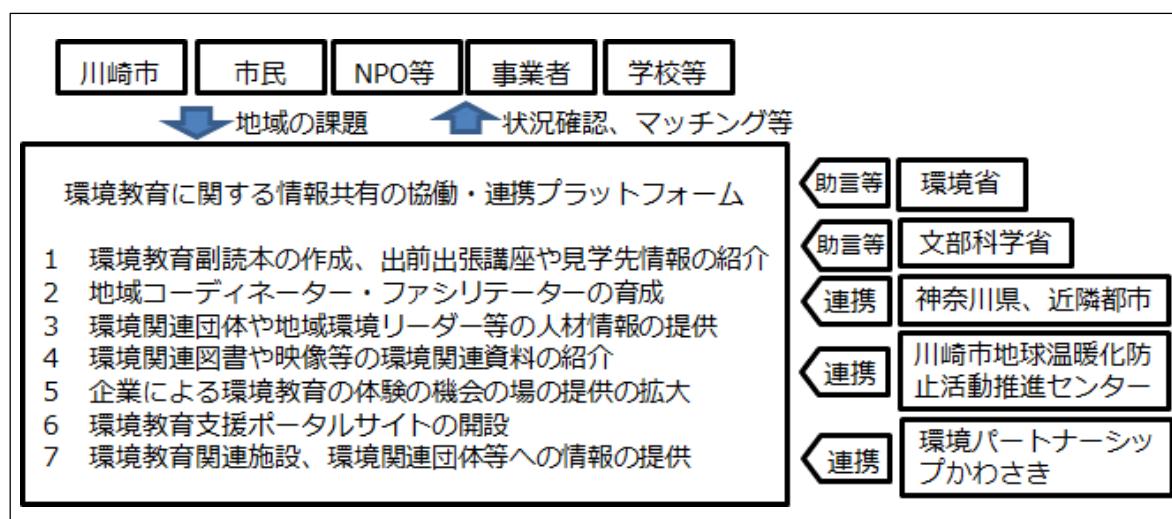
(参考) 環境教育・学習を協働（委託を含む。）で実施している事業

経済労働局	●上海市環境技術研修（NPO 法人との委託契約）
環境局	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児環境教育プログラムの普及（団体との事業協力） ● 地球においしいエコ・クッキング（企業との事業協力） ● 環境科学教室等（NPO 法人との委託契約（平成 27 年度））
建設緑政局	<ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと資産・遺産活用推進事業（NPO 法人との委託契約） ● 水辺の楽校プロジェクト（NPO 法人との委託契約） ● かわさき多摩川博事業（NPO 法人との委託契約） ● 里山ボランティア育成講座（団体との事業協力）
川崎区役所	●エコプロジェクト（団体との事業協力）
幸区役所	●さいわい子どもエコフェア（企業・団体との委託契約）
中原区役所	<ul style="list-style-type: none"> ●中原区エコカフェ（企業・団体との事業協力） ●子ども環境授業（企業・団体との事業協力） ●花植講習会（団体との事業協力） ●親子花植体験（企業・団体との事業協力）
高津区役所	●学校流域プロジェクト（NPO 法人との委託契約）
宮前区役所	<ul style="list-style-type: none"> ●宮前区民祭 花いっぱい運動（団体の単独事業と連携） ●花と緑のあふれる住みよいまちづくり事業（団体との委託契約） ●こども自然探検隊事業（団体との委託契約） ●友好都市交流事業（団体との委託契約）
多摩区役所	●多摩区エコロジーライフ事業（団体との委託契約）
麻生区役所	<ul style="list-style-type: none"> ●エコのまち麻生推進事業（団体との委託契約） ●廃食油を活用した資源循環プロジェクト（団体との委託契約）
交通局	<ul style="list-style-type: none"> ●エコドライブ研修（企業の単独事業と連携） ●エコドライブ指導者研修（団体の単独事業と連携）
教育委員会	●生田緑地観察会（団体との委託契約）

(1) 川崎の地域資源を活用したつながり

川崎市には公害克服に向けて取り組んできた経験のほか、優れた環境技術の集積とその環境技術による国際貢献、河川や丘陵等の豊かな自然、数々の環境教育・学習の拠点、そして、地域における活発な取組など、地域の環境保全活動を支える地域資源が豊富にあります。これらの地域資源を活用しながら、地域で共通して抱える課題、あるいは川崎への愛着や誇りの醸成などにより、地域を構成する各主体が共通した目標を持ち、地域を適切に把握しながら連携し、地域環境力を強め、実際の環境保全活動につなげていくことが重要です。

そのため、市民や市民活動団体、事業者、NPO法人、国、近隣都市等との環境教育に関する情報共有を図る協働・連携プラットフォームを形成し、川崎の様々な地域資源を活用したつながりにより仕組みづくりを進めます。



図：川崎市で形成する環境教育に関する情報共有の協働・連携プラットフォームのイメージ

ア 「環境技術の集積」でつながる

- ・川崎国際環境技術展や川崎ゼロエミッション工業団地でのエコイベント等の開催を通じた様々な主体との交流促進
- ・CCCかわさきエネルギーパークによる再生可能エネルギー供給施設等の見学・体験
- ・施設見学の支援（参考：かわさきエコテックウォーカー）による川崎の環境力に関する知識習得



図：「かわさきエコテックウォーカー」（[かわさきエコテックウォーカー](#)で検索）

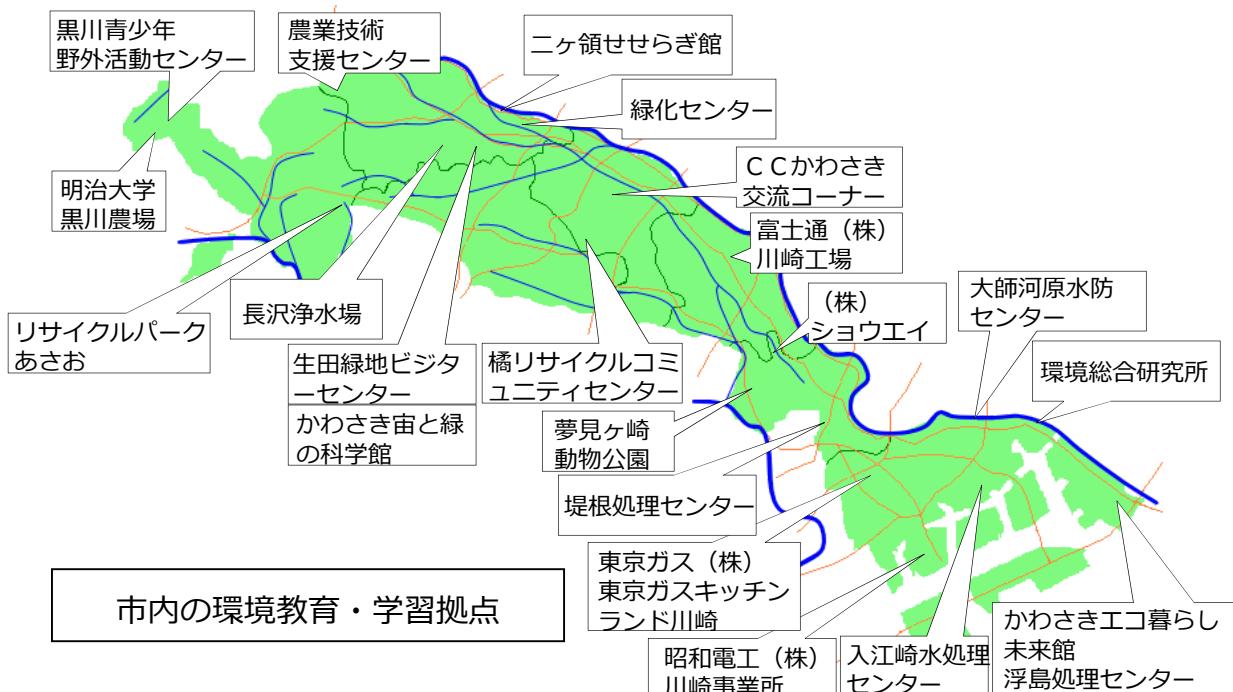
イ 「河川や丘陵地等の豊かな自然」でつながる

- ・河川や農ある風景が残る里山、川崎臨海部や生田緑地等の公園での自然観察や環境調査、樹林地の管理などでの各主体との交流を通じて、人と自然、自然と生き物のつながりを理解



ウ 「数々の環境教育・学習の拠点」でつながる

- ・環境教育の拠点 環境総合研究所、かわさきエコ暮らし未来館、浮島処理センター、大師河原水防センター、入江崎水処理センター、夢見ヶ崎動物公園、橋リサイクルコミュニティセンター、CCかわさき交流コーナー、緑化センター、生田緑地ビジターセンター、かわさき宙と緑の科学館、農業技術支援センター、長沢浄水場、二ヶ領せせらぎ館、黒川青少年野外活動センター、リサイクルパークあさお、体験の機会の場認定事業者の施設
- ・教育関連の施設 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学
- ・身近にある施設 市民館等（市民自主学級・市民自主企画事業）、図書館、公園等



エ 「地域における活発な取組」でつながる

- ・スポーツ、音楽、芸術などの文化や地域防災、子育ての取組等と環境学習をタイアップ
- ・花と緑の市民フェアなどの活動団体同士の交流、環境保全活動等を通じた学習促進
- ・各種のコンクール、コンテストの実施、外国人市民との多文化交流による学習



(2) 環境教育・学習に関する協働への支援

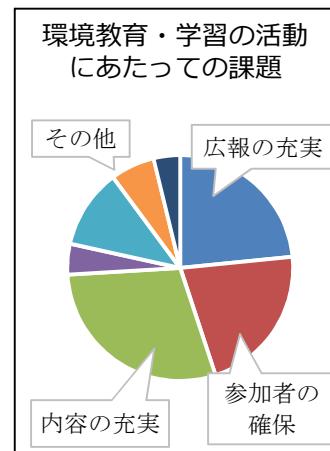
川崎市ではこれまで、年度ごとに「川崎市環境教育・学習事業実施結果一覧」を作成し、市の取り組む環境教育・学習に関する進行管理を行っており、環境教育・学習の活動に関する課題も取りまとめています。

平成 26 年度の実施結果をみると、内容の充実に課題があつたとする取組が全体の約 3 割、広報の充実及び参加者の確保では約 2 割強の取組で課題となっている状況です。その他としては、スタッフの育成・確保や関係機関との連携、実施回数の制限などの課題も上がっています。

また、環境教育・学習の活動にあたっての市民団体や事業者が抱える課題としては関連情報の不足、スタッフ不足、運営費用・資器材不足などがあげられます。

これらの課題への対応の一つとして、地域の環境保全活動の活発化に向けた様々な主体同士の協働・連携を推進していくことが重要です。

そのため、各主体の協働・連携の支援として、川崎市において環境教育・学習に関するポータルサイトを開設し、環境教育・学習関連の情報提供や、環境教育施設や活動団体との情報交換、国等の機関による地域の団体に対する補助等制度や川崎市市民活動支援指針に基づく具体的な支援内容の周知、多くの市民にやる気を引き出すための川崎への愛着と誇りの醸成につながる効果的な P R 活動を行うとともに、環境保全について異なる認識を持つ様々な人や組織の間の調整や、人と地域を結ぶネットワークづくりを担う良質なコーディネーターの人材の育成、地域のコーディネーター役となる中間支援組織による支援体制の構築を図ります。



コラム④「相互理解と信頼醸成」

川崎市自治基本条例に定める自治運営の基本原則である「協働」では、市民と市が暮らしやすい地域社会を築いていくために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立って、協力し合っていくことを“協働”的原則と位置づけています。

市との協働のほか、市民活動団体（N P O 法人等）、事業者、学校等の各主体同士が連携した取組も様々な場面で実施されています。

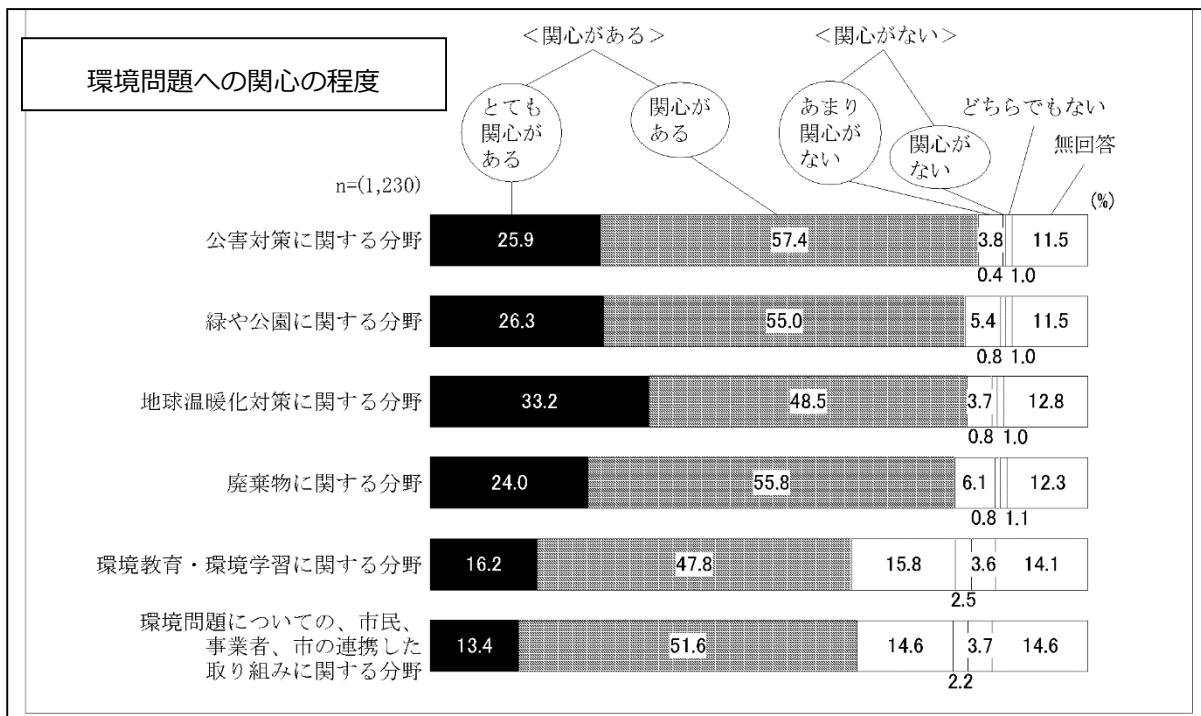
これらの各主体が環境教育・学習を協働・連携して実施していくにあたり、環境に関する現状認識や問題意識、活動目的などがそれぞれで異なることもありますが、取組を推進していくためには各主体がそれぞれの取組を相互に理解し、尊重することが前提となります。

そのためには、参加主体同士が同じ立場で対話を重ねて、認識や目的を共有していくことが必要であることから、相互に理解を深め、議論し、合意形成していく過程で、時間をかけて信頼関係を醸成していく強固なネットワークの構築が求められます。

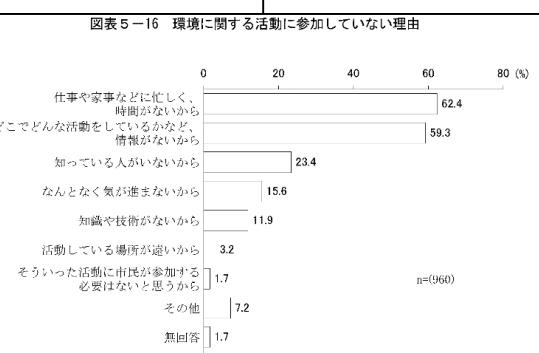
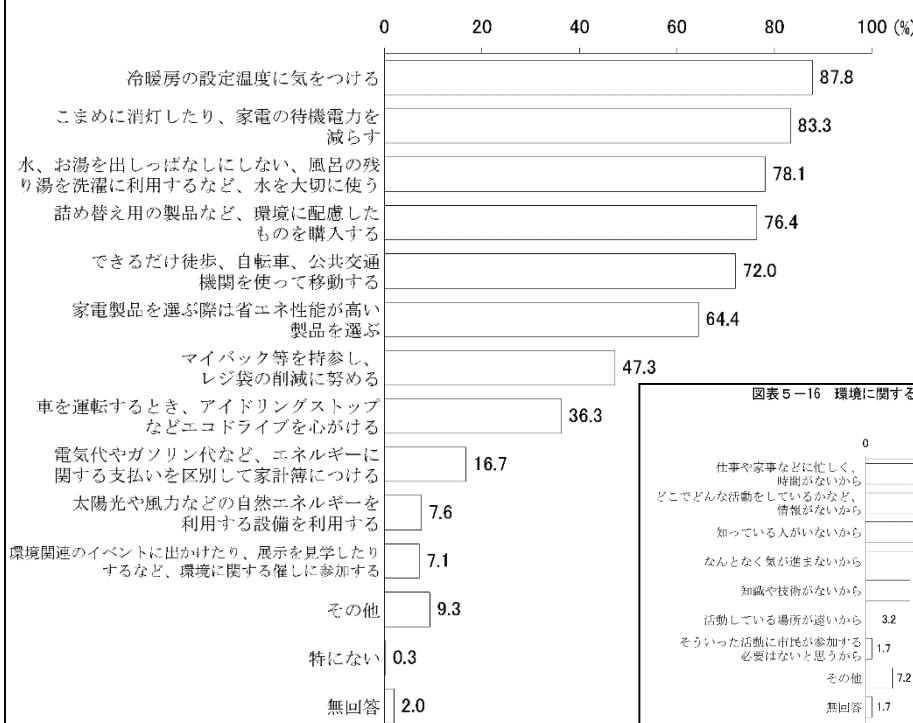
基本的な方向性 I 協働取組の推進「つながる」

コラム⑤ 「環境問題に关心はあるが活動に参加していない理由」

平成 20 年度かわさき市民アンケート報告書を見てみると、環境問題に关心はあると答えている人の割合が高い状況ですが、環境関連のイベント等への参加には結びついていない結果となっています。これは時間的な制約のほか、どこでどのような活動がされているのかなどの情報が行き届いていないことも考えられます。



図表 5-6 環境について現在行っている取り組み

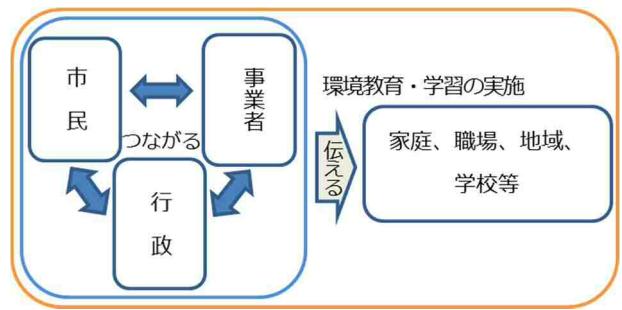


「平成 20 年度かわさき市民アンケート報告書」抜粋

第7章 基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践「伝える」

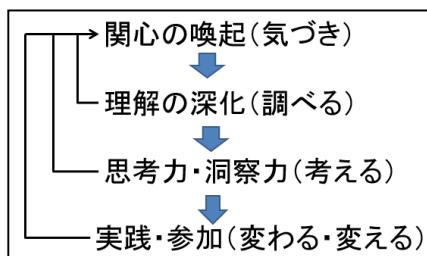
(1) 関心を引きつけて参加を促す取組

環境教育・学習の推進にあたっては、幅広く多岐にわたる諸情勢を適切に勘案しつつ、私たちの生活が自然の恵みの上に成り立っていることや、日頃の活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、環境に関する様々な問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが不可欠です。



そして、何よりも「行動」に結びつけていくための、環境教育・学習が必要です。

環境教育・学習は、つぎのようなプロセスを経て、具体的な行動を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中で行われることが効果的です。

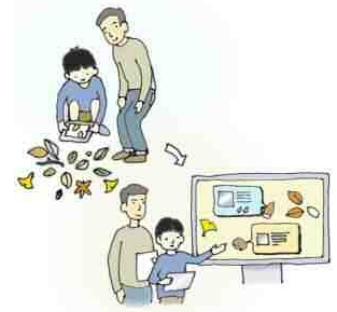


(小澤紀美子東京学芸大学名誉教授による講演資料から)

その際、知識を一方通行に終始させるのではなく、その場や時期、学習の参加者に応じた関連する話題と、学習することによって得る価値を述べて双方向のコミュニケーションを行うことによって、参加者から気付きを引き出すことが重要です。

そして、環境教育・学習の実施にあたり、その活動が一連のプロセスのどの段階に位置づけられるかを意識し、絶えず話題を発展させていくことが大切です。

こうした効果的なプロセスを、家庭や学校、地域等の様々な場にあてはめ、ワークショップや体験型の学習のほか、講座やイベントの開催等といった楽しく学習できる機会の創出を図ります。



家庭での取組

家庭は、地域社会を構成する中で最も小さな主体で、人を育てる原点であり、日常生活の場でもあります。人としての基本的な感覚や生活様式の基盤を形成するのは、家庭でのしつけや習慣です。特に、一人ひとりが日常生活において、省エネや3R、節水などの環境配慮行動を実践につなげていくためには、家庭における環境教育・学習が重要となります。

基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践「伝える」

そのため、行政は市民活動団体（NPO 法人等）及び事業者と連携し、日常の生活の中で環境について考え、環境に配慮した行動を取り入れられるよう様々な情報の提供や支援を行います。また、イベント等において親子でできる参加型の講座や、大人向けの講習会などを開催しその参加を促進します。

関心の喚起（気づき）	日常生活や社会に目を向けさせ、課題への気づきにつなげる事例 ・情報メディアによる伝達 ・保育園、幼稚園や小学校低学年の児童の保護者同士の集まりや、町内会、集合住宅の集会等での話題 ・生活に密着した情報の提供 ・環境関連イベント等への参加促進 ・環境啓発教材等の作成・配布 ・身近な公園等での自然観察など
理解の深化（調べる）	課題についての情報収集を支援する事例 ・インターネットによる環境情報の提供 ・市民向けの講習会の開催、冊子の配布 ・環境関連イベント等での関連情報の提供
思考力・洞察力（考える）	整理・分析するうえで必要となる要素の身に付けにつなげる事例 ・E S D 学習会の開催による解決に必要な能力・態度の身に付け ・参考となる E S D の活動成果の事例発表
実践・参加（変わる・変える）	家庭や地域での実践と、その評価の確認につなげる事例 ・家族や地域住民と相談して進め、みんなで評価を確認する体制づくり ・自分の考え方や課題が新たに更新され、探求の過程を繰り返す場づくり ・生ごみ堆肥をつくり、その成分分析と野菜づくりを体験する場づくり



1 家庭でチャレンジ

■毎日の生活をふりかえってみよう

毎日の生活中で、どのようなものやエネルギーを使い、どのよ
うなごみやよがれを出しているか調べてみよう。

行動	使ったもの	使ったエネルギー・水	ごみになったもの	水や空気に混せたもの
洗面	歯ブラシ、歯みがき、せっけん、タオル、	水 ガス		せっけん 歯みがき
朝食	パン、ハム、たまご、バター、トマト、食器	電気、ガス 水	ハムの包装、たまごのから、トマトのへた	洗剤、食べかず
通学				
算数の時間				
総合の時間				
夕食				
テレビ				
入浴				

■家族で話し合ってみよう

- ものやエネルギー、水などを使う量をへらせるくふうはないだろうか？
- ごみをへらすにはどうしたらいいんだろうか？
- 車の使用をへらすにはどうしたらいいだろうか？



■家族で計画を立て実行してみよう



■データを記録してみよう

1か月に使ったエネルギーや水の量、1週間に出了ごみの量などを調べてみよう。季節などによってどのような変化があるか、それはなぜなのかを考えてみよう。

項目	量	調べる方法
エネルギー・水	電気 kWh	電力会社の明細書
	ガス m ³	ガス会社の明細書
	水道 m ³	上下水道局の明細書
ごみの量	kg	体重計などで計る
その他 〔使ったトイレットペーパーの量、使った交通機関、距離、など〕		



図：川崎市環境副読本（小学校用）から引用

職場での取組

地球温暖化や廃棄物問題などの様々な環境問題を克服し、将来にわたって安全で安心に暮らせる持続可能なまちづくりのためには、事業者による環境と経済の好循環に向けた取組の充実が必要です。

事業者が事業活動を行うにあたっては、製造業であれば製品の製造・運搬・使用・廃棄などライフサイクル全体で環境負荷が小さくなるよう配慮することが大切です。また、運送業であれば、低公害車の選択やエコドライブの実施などがあります。

このような取組を進めるため、事業者は、経営理念の中に、省エネルギーの取組や廃棄物の発生抑制の取組など環境への配慮の考えを盛り込むとともに、社員向けの環境教育・学習や環境マネジメントシステムを導入することにより、事業に携る社員の環境に対する意識を高め、職場全体で環境対策に取り組むことが大切です。また、地域社会の一員として、地域の環境保全活動への参加や支援が求められます。

そこで、行政は事業者に対して、環境情報の積極的な提供のほか、講演会の開催、川崎市スマートライフスタイル大賞の受賞等の話題や地域の環境保全活動の報告など
の情報の共有を進めています。

また、市職員自らの環境配慮活動の実践のための職員研修も行います。

川崎市環境基本計画の事業者の環境配慮指針（抜粋）

多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち

- 社内での環境教育・学習の機会や地域住民との協働による環境保全活動の機会づくりに努める。
- 社内における環境教育・環境学習の取組について社員の家族や地域に理解を求めるとともに、様々な媒体を通じて積極的に情報発信するよう努める。
- 社員のボランティア活動等を推奨するとともに、積極的に活動する社員の支援・評価に努める。
- 市の実施する環境施策や市民の実施する環境保全活動に対する理解に努める。
- 地域で実施する環境保全活動等に積極的に参加するとともに、その活動の支援に努める。
- 環境保全に関わる事業者の団体やネットワークに参加するよう努める。

川崎市スマートライフスタイル大賞の受賞例

株式会社 東芝
★グローバル環境一斉アクション

グローバル環境一斉アクションは東芝グループ20万人の従業員の環境意識の向上と一体感の醸成を目標とするプロジェクトで、2014年は世界20カ国において約150件の環境活動を行い、6月5日の世界環境デーには川崎スマートコミュニティセンターにて、東芝グループの取組を世界に向けて発信した。川崎においては東芝未来科学館を中心に環境教育の場を提供するとともに、スマートコミュニティセンター、川崎市との連携による環境情報発信のモデルケースとなることを目指している。

昭和電工株式会社川崎事業所
★小中学校への出前授業等によるプラスチック分別体験・科学実験教室を通じた環境教育・科学教育の取組み

実際に回収された使用済みプラスティックを分解し新たな製品の原料となる一連の工程を実感してもらうことで、リサイクル意識の高まり、環境の大切さを伝えている。市から環境教育の「体験の機会の場」の認定を受け、工場見学、実験教室に対応した体制を整え取組を進めている。また、市内小学校などへの出前授業や地球温暖化防止活動推進センターと連携した取組を積極的に行い、地域における環境教育に貢献している。

図：第3回川崎市スマートライフスタイル大賞のホームページから引用

地域での取組

川崎市は日本でも有数の産業と研究機関が集積した都市であるとともに、多摩丘陵や多摩川、鶴見川などの河川、そして臨海部の海といった様々な自然環境を有する都市であり、また、公害を克服していく過程で培った環境技術やそれらに関わってきた多くの人材を有しています。

そして、地域には、自治会、町内会、こども会、婦人会、老人クラブなどの団体や、環境保全活動に取り組む任意団体などがあり、環境美化活動、リサイクル、省エネ、創エネ、緑化活動など様々な活動を行っています。

環境教育・学習を推進するにあたっては、これらの地域資源を最大限に活用し、川崎らしい特徴・特性を活かした取組を実施することが大切です。

そのため、行政は市内の地域資源となる情報の積極的な発信のほか、地域の身近な自然等をフィールドとした体験型の環境教育・学習を行うなど、地域資源を楽しく発見、又は再認識しながら環境負荷の低減や自然環境の創出・保全等につながる取組を推進します。



図：高津区の「エコシティたかつ」ホームページから引用

多摩丘陵のまち麻生から	
里地・里山 だより 活動報告号 2015春	
発行 里山フォーラム in 麻生 川崎市麻生区万福寺 1-5-2 麻生市民館 気付け	
もくじ P1-P2 “2015 里山フォーラム in 麻生” 第1部 第2部 の紹介 P3 フォーラム参加団体、小学校の紹介 P4 平成26年度 あさお里山こどもクラブから P5 平成26年度 里地・里山ナチュラリスト養成講座より P6 里地・里山カフェ塾、ホッとする風景写真展ほか報告	
■ 2015 里山フォーラム in 麻生は、 2015(平成27)年3月7日(土) 麻生市民館に225名余の方々に お集りいただき、充実した内容 で開催しました。	
子どもたちにふるさとの「みどり」を残そう！ わたしたちのふるさとを再発見しながら、自然と人間の 共生を考え、足元の水や緑を里地里山としてその環境と 文化をはぐくみ、次世代につなごうと力を合わせました。	

図：麻生区の里山フォーラム in 麻生発行の里地・里山だよりから引用

基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践「伝える」

地域での取組について、身近な活動拠点となるのは区役所や身近な公園のほか、河川や海岸等の自然環境があげられます。

例えば、多摩川では水辺の楽校のほか、ふるさと資産・遺産活用推進事業やかわさき多摩川博事業、夏休み多摩川教室、多摩川干潟観察会等が開催され、そのほかにも矢上川での川の清掃活動や生息する生き物観察、市内を流れる他の河川やその流域での地域活動、東扇島東公園での生き物観察、生田緑地における自然観察会など、各種のイベントが数多く開催されています。

また、高津区のエコシティたかつのよう、NPO法人、学校、区役所の連携により、体験型の環境学習の場となるビオトープを小学校に整備している区もあるほか、麻生区のように地元の市民や市民活動団体、大学等との連携により、里山フォーラムを開催している区もあります。

このほか、各区の市民館等での市民講座、ワークショップ、イベント、講演会、シンポジウムもあります。

さらに、ごみの分別方法についての学習として、町内会等に市の職員が訪ね、説明をさせていただくふれあい出前講座も開催されています。

エネルギーについても、市民活動団体によるエネルギー負荷の比較体験等といった省エネや太陽光を使用した自然エネルギーの活用体験等の学習も行われています。

区役所建物についても、新エネルギーの導入など、庁舎 자체を身近な環境技術のショーウィンドウとして、見学が可能なところもあります。

このように地域での取組は様々な場所で行われています。これらの取組について、さらに多くの方が関わり、その場所を拠点とした市民や団体同士のつながりを広げていくことが大切です。

このような取組や環境に配慮した行動の事例、地球環境にどう影響するかなどについて解説する資料の作成や、地域において率先して環境保全活動に取り組む人材の育成も進めます。



(2) 成長過程に応じた取組

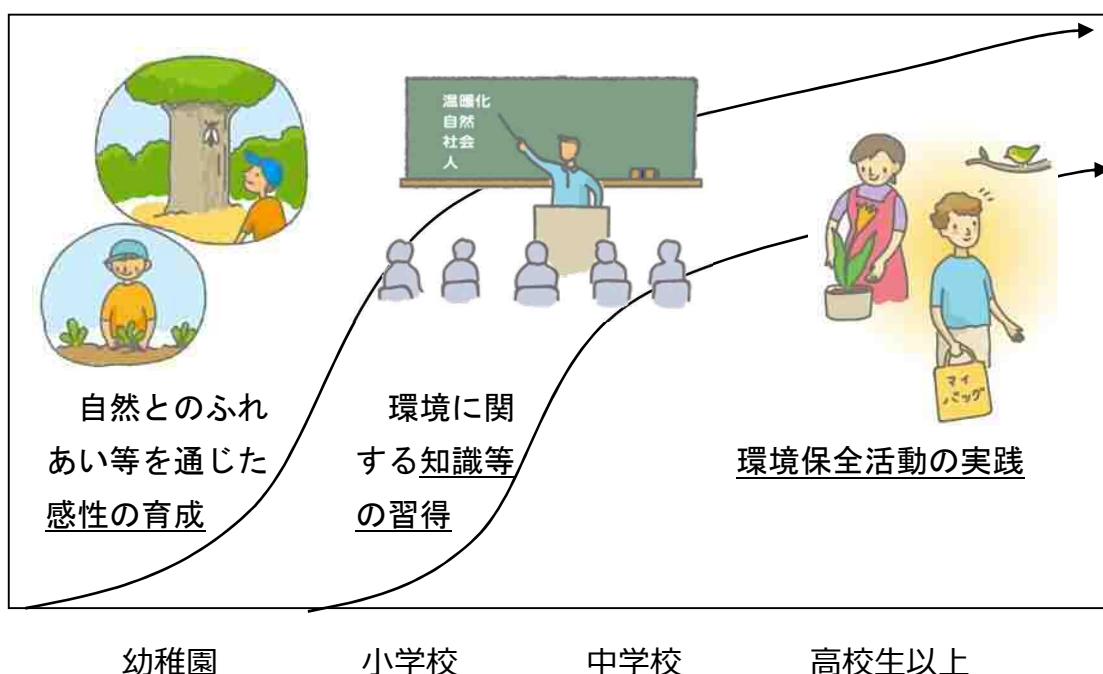
環境教育・学習は、幼児、児童、生徒、成人等のそれぞれの段階で継続的に実施されなければならないことが必要ですが、成長過程に応じて重視すべき課題の比重を変えていくことが有効です。

幼児期から小学校低学年にかけての子どもは、自然体験や社会体験といった活動を積み重ね、自然を感覚的に理解し、いのちを大切にする感覚を養い、感受性を豊かにすることが重要となります。

小学校中・高学年以上では、環境を客観的に認識し、概念的に理解する能力が育まれてくるため、自然の仕組みや自分たちの生活と環境との関わりを理解させ、問題解決能力の育成を図ることが重要となります。

さらに中学生以上では、環境に関する事象の因果関係や相互関係について理解し、環境問題を総合的に捉えることが可能となり、成長するにしたがって感性学習、知識・技術の学習よりも参加・行動の学習が重要となってきます。

【参考イメージ】発達段階に応じた環境教育のアプローチ（感性→知識→行動）



(生涯学習と環境教育（1992年 阿部治立教大学教授）の図を基に作成

幼稚園・保育所等での取組

幼児期より自然を大切に思う心を育てるため、幼稚園や保育所等の教職員や保護者と連携し、幼児向けの環境教育・学習を推進していくため、幼児環境教育プログラムの普及や教材の充実、研修の実施を図ります。

<p>【幼稚園】</p>	<p>「幼児環境教育プログラム集」・「幼児環境プログラム集活用事例集」」を川崎市と公益社団法人川崎市幼稚園協会と協働で作成し、市内幼稚園の全教員に配布 幼稚園協会では、「幼児環境教育プログラム集」を活用した環境教育研修を実施</p>  
<p>【保育園】</p>	<p>■大師保育園（川崎区）における「自然とふれあう、環境保育」</p>    <p>■川崎区「エコプロジェクト」 保育園の懇談会等で父親の参加を募り、地域の親子へ呼びかけ、一緒に緑のカーテン植栽の講座を実施</p> <p>■小学館アカデミーかりやど保育園（中原区）、小学館アカデミーむさししんじょう第2保育園（高津区）におけるみどりのあそび場 敷地内に可能な限り「地域本来の自然」を取り入れ、かりやど保育園では「見て、触れて、感じられる、地域の歴史と自然環境の融合」を、むさししんじょう第2保育園では「「エコシティたかつ」の推進と縄文人から続く生活の歴史」を開発コンセプトに、園内に自然と子どもたちが触れ合える場を確保</p>

小・中学校での取組

小・中学校での環境教育・学習は、理科、社会科、家庭科など教科における学習をはじめ、主体的に学び、問題を解決する資質や能力を育てることを目的とする「総合的な学習の時間」等を活用することで、知識の習得による単なる学習に終わるのではなく、環境への理解を深め、行動に結びつけていくことができます。

子どもにとっては遊びを通じて学ぶ手法が有効ですが、指導にあたっては、体験や遊びを行うこと自体が目的化されないよう、環境学習のねらいを明確に示し、その意識づけを図ることが大切であることから、児童・生徒が楽しみながら学び、自然環境や環境問題に対する関心や環境保全に参加する姿勢の定着に結びつくような環境教育・学習を行うための教材の充実やモデル的なプログラム・活動事例の普及、教職員の研修との連携などを進めます。

そして、大学・地域・企業等と連携し、それぞれがもつ知識や技能を児童・生徒に伝えることも有効です。

また、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場としての学校施設への太陽光発電等の新エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上など、学校施設の新築や改修の際に環境に配慮した施設とすることや、緑化、ビオトープづくりなどの屋外教育環境を整備・充実していくことも環境教育につながります。

副読本の作成	総合的な学習、社会科や理科などの複数の授業で環境教育を実施 ■ 小学校用「わたしたちのくらしと環境」、「くらしとごみ」、「川崎市の水道」、「川崎市の下水道」 ■ 中学校用「あしたをつかめ！Yes, We Can」「川崎サイエンスワールド 世界に誇る先端科学技術」
出前授業	■ 川崎市地球温暖化防止活動推進センタープロジェクトによる出前授業 ■ 出前ごみスクール ■ 水辺の楽校、特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワーキング、矢上川で遊ぶ会、多摩川クラブによる出前講座 ■ 市内事業者による出前講座 ■ 環境総合研究所、建設緑政局緑政部（里山がフィールド）の出前講座 ■ 上下水道出前教室
施設見学	■ 处理センター（ごみ焼却処理施設）、浄水場、水処理センター等の施設見学 ■ 夏休み上下水道教室等の施設見学を組み込んだ講座・イベントの開催
補助啓発資料	■ 水辺の生きもの ■ 大切な大気のはなし
ビオトープ作り	■ エコシティたかつ学校流域プロジェクト 高津区内小学校、市立中央支援学校 ■ 幸区下平間小学校、西御幸小学校、夢見ヶ崎小学校、宮前区土橋小学校、多摩区下布田小学校、生田中学校、麻生区岡上小学校、虹ヶ丘小学校
学校への環境教育支援	■ ゲストティーチャー、見学先や活動の場等の情報の提供 ■ 環境教育施設等の実施するイベント情報の提供、 ■ 教員向け環境教育補助教材の作成、総合教育センターとの連携 ■ 地域の寺子屋事業
保護者向け	■ エコ・クッキングの開催

高等学校・大学での取組

高等学校等では、自然や環境を守り、環境問題や人間をとりまく様々な問題を解決するための具体的な行動を実践することが環境教育・学習の中心となることから、発展的かつ専門的な環境教育・学習が必要となります。新学習指導要領（平成21年告示）では各教科において持続可能な社会の形成に向けた学習が盛り込まれています。

また、大学では、市内の各大学の特色を活かした地域との連携・交流が進められており、明治大学においては麻生区の黒川農場における環境・自然・地域との共生による『未来型アグリ・エコファーム』をコンセプトとした地域との連携、専修大学においては課題解決型インターンシップとして大学と地域の企業・商店街・NPO法人等が協力して、自然・環境を含めた課題を解決する取組を進めています。

和光大学においても、学生サークルが主体となって地域や学校等と連携し、岡上地域や鶴見川流域における足もとからの自然保護等の活動に取り組んでいます。

こうした高等学校における持続可能な社会の構築に向けたカリキュラムや大学との連携、大学生による自主的な地域社会への参画の流れを有効に活用し、地域の環境教育・学習をさらに活性化していく必要があります。

そのため、高等学校や大学と、行政、事業者、市民活動団体（NPO法人等）が協働・連携した地域での環境保全活動の実践に向けて、情報共有や、地域環境リーダーの育成等の支援を進めます。



図：和光大学の足元からの環境共生プロジェクトのパンフレットから引用

(3) 自発的な意思を尊重した取組

環境に対する問題意識や使命感、興味等に関する自発的な意思が、活動を始めるきっかけや活動を継続していく動機となり、また、先進的で独創的な取組の原動力となるため、環境教育・学習の実施にあたって、参加者の自発的行動を引き出し促進することが大切です。

そのため、実践した環境教育・学習の成果を発表しあうエコ・フェスタかわさき等の交流の場の提供に努めるほか、環境功労者表彰等での活動の表彰も行います。

(4) 効果的な情報発信

協働の参加主体同士のコミュニケーションを円滑化し、相互理解と信頼醸成を図るためにには、各主体が、それぞれの有する情報を公開し、共有することが重要です。

そのため、行政と各主体における日頃からのコミュニケーションを保ちながら、各主体による活動内容を把握し、例えば、環境月間や夏休み期間等の時期に応じた市全体の環境関連情報の効果的な発信を図るなど、各主体の行う環境教育・学習の取組状況を積極的に公開していきます。

また、協働を進め、市が行う政策を効果的に実施するためにも、政策の実施段階のみならず、計画段階から多様な主体が参加する機会を設けることが重要であることから、市が取り組む環境政策に関する情報についても、インターネットや月刊情報誌「環境情報」により的確に公開していきます。

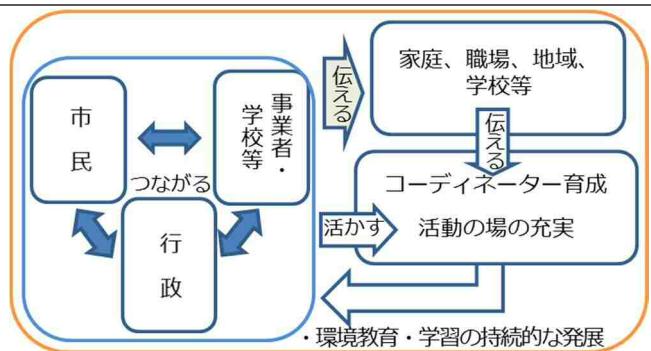
さらに、地域の取組を次世代につなげるためには、地域住民自らが川崎への地元愛を育み、川崎を良くしたいという気持ちになることが重要であることから、川崎への愛着・誇りを醸成する魅力発信も進めます。

【年間の主な環境関連の取組、記念日、季節情報等】

1月	●エコ・フェスタかわさき
2月	●川崎国際環境技術展、●エネルギー・環境子どもワークショップ in 川崎
3月	●春の動物園まつり、・ウグイスの初鳴き、・モモ、ソメイヨシノの開花
4月	・モンシロチョウ、ツバメが見られる、・多摩川梨の開花、・アユの遡上 ・4月19日：飼育の日、・4月23日～29日：みどりの週間
5月	●花と緑の市民フェア ・5月22日：国連生物多様性の日 ・5月3日：ごみの日、5月30日：ごみゼロの日 ・5月30日～6月5日：ごみ減量・リサイクル推進週間 ・ゲンジボタルが見られる
6月	●環境月間関連事業、・6月5日：環境の日
7月	●多摩川教室等の各種の夏休み親子教室 ・ニイニイゼミ、クマゼミ、ミンミンゼミが鳴く
8月	●星空ウォッキング等の各種の夏休み親子教室 ・最高気温となる頃、・ツクツクボウシが鳴く
9月	●秋の動物園まつり ・多摩川梨の収穫、・アキアカネが見られる、・ぎんなんがなる
10月	●3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間関連事業 ●市民100万本植樹運動 ・ハナミズキの紅葉が見られる
11月	●花と緑の交流会、・イチョウの紅葉が見られる
12月	●大気汚染防止推進月間、地球温暖化防止月間関連事業

第8章 基本的な方向性Ⅲ 人材育成とその活用「活かす」

市民や事業者への環境教育・学習の実施により、環境保全のために求められる人間像（12ページ参照）として、地域や職場、学校等で環境教育・学習や環境保全活動を率先して行う人材を育成するとともに、その人材が活動できる場や機会の拡充も大切です。



また、環境教育・学習は、単に知識として一時的に習得させるだけでなく、繰り返し学習し、地域や家庭、職場などで実践し、その取組をさらに周囲に広めて、次世代にも伝えてもらうことで、持続可能な社会の担い手を育むことが重要です。

こうしたことから、様々な主体による地域等における環境保全活動に活かす仕組みづくりとして、様々な主体をつなぐコーディネーターや自発的な行動を促すファシリテーターの育成や環境教育の活動の場となる環境教育・学習に係る拠点・施設の充実を進めます。

(1) コーディネーター・ファシリテーターの育成とその活用

異なる考え方を持つ各主体同士で相互理解を深め、合意形成し、ネットワークを形成していくにあたっては、主体間の違いを埋め合わせ、つなげる役割をもった調整役（コーディネーター）の存在が重要となります。

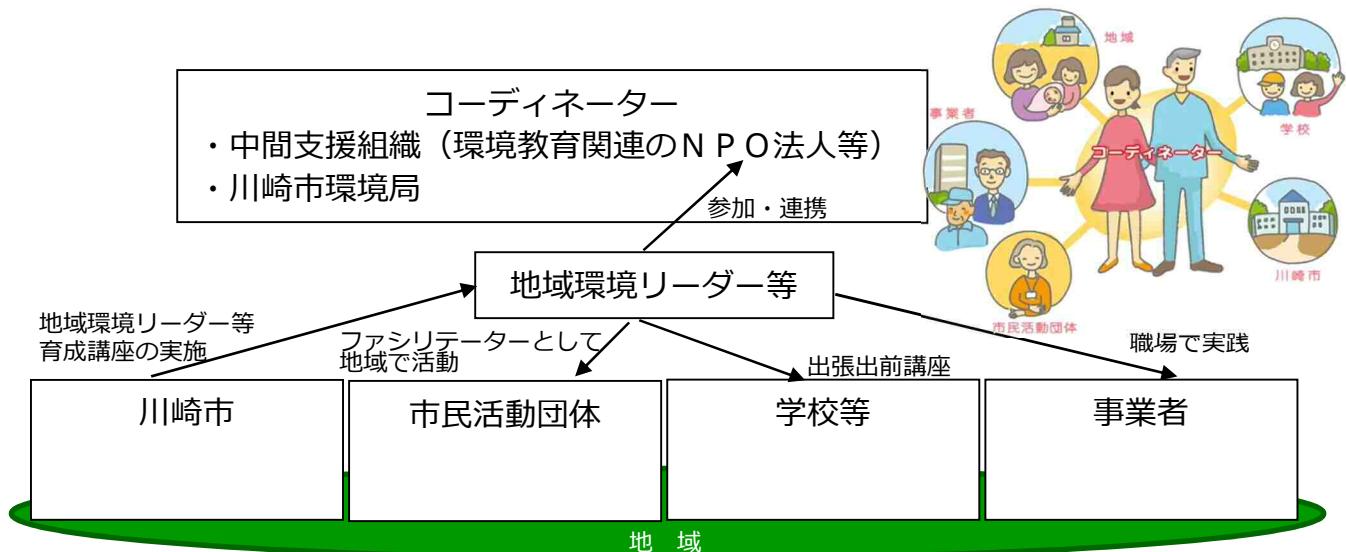
さらに、適切な協働・連携の相手が見つからない場合においても、コーディネーターによる紹介が有用となります。

そこで、環境保全について異なる認識を持つ様々な人や組織の間の調整やネットワークづくりを担うコーディネーターとして、川崎市や地域の環境教育の拠点となる市民団体等による中間支援組織が機能するとともに、地域や職場の中で、より良い環境、より良い地域を創っていくとする意識を高めていく立場となる地域環境リーダーによるコーディネートも支援していきます。

また、各主体から問題意識や意欲を上手に引き出し、それらの内容を明らかにすることを助け、自発的な行動につなげていく役割を持った促進役（ファシリテーター）も、ネットワーク形成のためには重要となることから、地域環境リーダー育成講座においてファシリテーターの養成も行っていきます。

また、これらのコーディネーター・ファシリテーターとなる人材を環境教育支援ポータルサイト等で広く紹介するなど、効果的な人材活用による環境教育の一層の推進を図ります。

基本的な方向性Ⅲ 人材育成とその活用「活かす」



地域環境リーダー等の活用イメージ

地域環境リーダー育成講座は平成 27 年度で第 18 期目となり、合計約 300 名の方が地域環境リーダーとなり、地域や職場で精力的に環境保全活動に御尽力されている方が多数おり、学校等への出張出前講座をはじめ、川崎市地球温暖化防止活動推進員としての活躍等、様々な主体と協働・連携した活動に率先して取り組む方も少なくありません。このような人材を育て、持続可能な社会づくりを進めていくため、**地域環境リーダー育成講座では、コーディネーターやファシリテーターの育成**を進めます。

また、地域環境リーダー育成講座の応募資格は、川崎市在住、在勤又は在学の 18 歳以上で、身近な環境や環境問題、環境保全活動に関心があり、今後、地域や職場で環境学習や環境保全活動をしてみたいと考えている方としていますが、以前受講された方は応募資格が現在のところありません。しかし、地域での環境保全活動の実践のなかで、新しい知見の習得や、復習による学びなおし、そして新たな交流の機会の創出なども重要となりますので、**地域環境リーダー育成講座へのステップアップ講座の組み込み**などについても検討を進めます。

さらに、講座受講への応募数を増やすため、講座の内容をより魅力的なものとするほか、これまでの修了生の活動内容から地域環境リーダーの役割を理解してもらうとともに、定年退職の方々や、大学生などに積極的にアプローチするなど、地域環境リーダー数の拡大に努めます。



地域環境リーダー育成講座

【活かす取組例】

※事業の実施において、市民や市民活動団体が講師やスタッフとして活動するなどで環境教育に関わる人材が活躍できる場を提供している事業

経済労働局	●上海市環境技術研修（NPO）
環境局	●環境科学教室等 ●生ごみリサイクルリーダーの派遣 ●エコドライブ講座（事業者）
建設緑政局	●ふるさと資産・遺産活用推進事業（NPO） ●水辺の楽校プロジェクト（NPO） ●かわさき多摩川博事業（NPO）
川崎区役所	●川崎区エコプロジェクト事業
幸区役所	●夢見ヶ崎公園花壇花植え事業
中原区役所	●中原区エコカフェ
高津区役所	●「区民ミニ・ガーデン」連絡会
宮前区役所	●花と緑のあふれる住みよいまちづくり事業（市民活動団体）
多摩区役所	●多摩区エコロジーライフ事業（市民活動団体）
麻生区役所	●エコのまち麻生推進事業（市民活動団体）

（2）環境教育・学習に係る拠点・施設の充実

川崎市には、市等の公の施設のほか、環境教育等促進法に基づく環境教育に係る体験の機会の場など、多くの環境教育・学習拠点や関連施設があります。これらの施設で様々な体験をし、そして育成した人材が実践の場として最大限に活用する機会を増やすため、それぞれの施設が連携・協力しながら関連情報の積極的な発信による施設の利用促進を図ります。

また、体験の機会の場の認定を拡大していくなど、体験・実践できる施設の充実を図るほか、パネル展の開催など、拠点からの情報発信の強化にも努めます。

市内の環境教育・学習拠点、関連施設	
川崎区	(環境全般) 環境総合研究所、かわさきエコ暮らし未来館 (ごみ) 浮島処理センター、堤根処理センター (水辺) 大師河原水防センター (水環境) 入江崎水処理センター、入江崎総合スラッジセンター (その他) 川崎マリエン
幸区	(生物・自然) 夢見ヶ崎動物公園
中原区	(水環境) 加瀬水処理センター
高津区	(温暖化) CC かわさき交流コーナー (ごみ) 橋処理センター、橋リサイクルコミュニティセンター
多摩区	(自然) 生田緑地ビジターセンター、かわさき宙と緑の科学館 (水辺) 二ヶ領せせらぎ館 (緑化) 緑化センター (農業) 農業技術支援センター (水環境) 長沢浄水場
麻生区	(ごみ) リサイクルパークあさお (自然) 黒川青少年野外活動センター (水環境) 麻生水処理センター

基本的な方向性Ⅲ 人材育成とその活用「活かす」

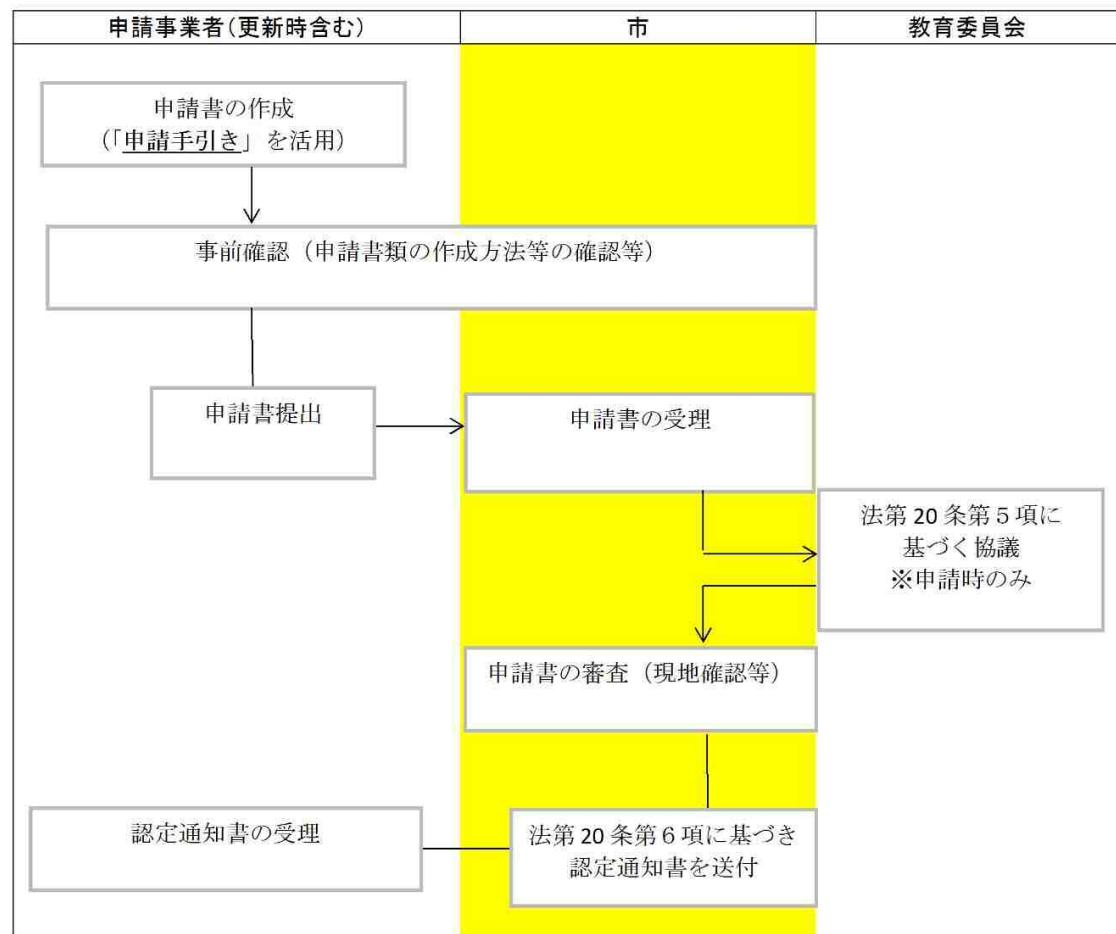
環境教育に係る体験の機会の場に認定している民間事業者（5か所）	
昭和電工(株) 川崎事業所	使用済みプラスチックのアンモニア原料化を通じた環境教育（分別体験、化学実験、事業所見学等）
(株)ショウエイ	ろ過装置を利用した水、熱、電気の省エネ（ろ過実験、事業所見学等）
富士通(株)川崎工場	パソコン分解を通じて学ぶ 3R（パソコンの分解体験・事業所見学）
明治大学黒川農場	アグリサイエンスアカデミー（農業体験等）
東京ガス(株) 東京ガスキッチンランド川崎	環境に配慮した食の取り組み（講座、調理実習）

コラム⑥「環境省による体験の機会の場の認定制度」

環境教育等促進法第 20 条に基づき、個人や民間団体が所有する自然体験活動等の体験の機会の場（土地又は建物）を都道府県知事（指定都市等の長）が認定する制度。川崎市では認定手続きの積極的な支援により、数多くの事業所等を認定しています

認定の主な要件は、環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと、事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るために措置が講じられていること、利益の分配その他営利を主たる目的とするものではないこと、事業に 3 年以上従事した経験若しくは同等以上の知識及び技能を有すること、当該事業が行われる土地や建物について安全の確保その他適切な管理が行われていることとしています。

川崎市における体験の機会の場の認定手続きフロー図

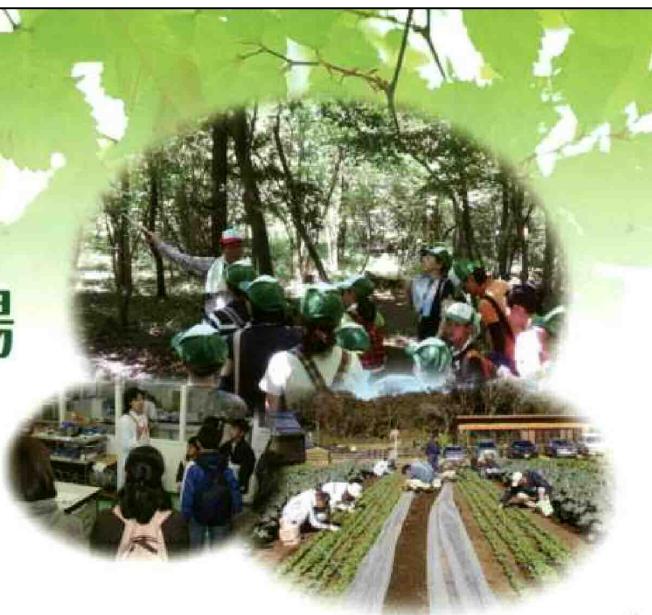


登録しよう！ 体験の機会の場

森の中を自然案内人と共に歩く。

里山保全の取組に参加する。

環境配慮をした工場を見学する。



このような体験を通じて学ぶ活動は、環境教育の大切な要素です。

企業・団体や個人等が取り組んでいる環境教育に関わる活動を「体験の機会の場」として登録することで、地域の市民や学校の環境教育について、提供した場の活用が推進されます。また行政が広報に協力することで、企業や団体の活動が地域でさらに理解されるきっかけにもなります。

体験の機会の場の認定制度とは

趣旨

個人や民間団体が所有する自然体験活動等の体験の機会の場（土地又は建物）を、都道府県知事が認定する制度です。^{*}



*申請する土地、または建物が、2つ以上の都府県にまたがる場合は、国への申請となり、主務大臣が認定することになります。
(環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

目的

都道府県の認定を受け、情報をインターネット上に公開することで、体験の機会の場に参加しようとする人が、ニーズに合った場へのアクセスを高めることができます。より効果的な環境教育の実施につなげます。



環境省作成の「体験の機会の場の認定制度」パンフレットから引用

第9章 環境教育・学習の推進と進行管理

(1) 環境教育・学習の推進体系

市内で取り組む環境教育・学習について、これまでの実施結果を基に、「つながる」、「伝える」、「活かす」のカテゴリーごとに整理します。

事業内容	主な実施主体	川崎市環境基本計画年次報告書
I 協働取組の推進「つながる」		
1 川崎の地域資源を活用したつながり		
1 「環境技術の集積」でつながる		
川崎国際環境技術展イベント	経済労働局	V—1—1—1
川崎ゼロエミッション工業団地でのエコイベント	経済労働局	V—2—1—1
その他先端技術見本市や施設見学等	経済労働局	V—1、V—2
海外研修生等の受け入れ	環境局、上下水道局	V—2—3—1
2 「河川や丘陵地等の豊かな自然」でつながる		
生田緑地等での自然観察会	教育委員会事務局	III—4—3—2
河川や港での自然観察会	建設緑政局、環境局	III—4—3—2
里地里山や公園等での自然観察会	建設緑政局、区役所	III—4—3—2
3 「数々の環境教育・学習の拠点」でつながる		
環境総合研究所	環境局	VI—1—1—1
かわさきエコ暮らし未来館、CCかわさき交流コーナー	環境局	VI—1—1—1
処理センター、リサイクルパークあさお	環境局	VI—1—1—1
緑化センター、生田緑地	建設緑政局	VI—1—1—1
水辺の楽校	建設緑政局	VI—1—1—2
かわさき宙と緑の科学館	教育委員会事務局	VI—1—1—2
黒川青少年野外活動センター	教育委員会事務局	VI—1—1—2
農業技術支援センター	経済労働局	VI—1—1—1
長沢浄水場、水処理センター	上下水道局	VI—1—1—1
体験の機会の場認定事業所	環境局	VI—1—1—2
その他の施設の環境配慮機能の視察等	関係局・区役所	VI—1—1—1
4 「地域における活発な取組」でつながる		
市内統一美化運動、多摩川美化活動	市民・こども局	III—2—3—2
その他のイベントでの環境学習の組み入れ	各局・区役所	VI—1—1—2
2 環境教育・学習に関する協働への支援		
市民活動助成金等支援	市民・こども局	経済的手法の活用
植樹用の苗木配布等の地域活動への支援	建設緑政局ほか	III—1—3—3
環境教育支援ポータルサイトの運営	環境局	VI—1—1—1
国等の関係機関との連携による協働支援	環境局	VI—1—1—2

II 環境教育・学習を地域で実践「伝える」			
1 関心を引きつけて参加を促す取組			
1 家庭での取組			
市民向けの講習会、冊子配布	各局・区役所	VI—1—2—1	
環境啓発教材の作成	各局・区役所	VI—1—2—1	
親子を対象としたイベント	各局・区役所	VI—1—1—1	
インターネットによる環境情報・生物情報の発信	環境局	VI—1—1—1	
2 職場での取組			
事業者向けの講習会、研修、説明会、支援	各局・区役所	VI—1—1—2	
行政の職員研修等、環境保全活動の率先	各局・区役所	VI—3—1—1	
3 地域での取組			
地域住民組織の活動支援	区役所	VI—1—1—2	
エコシティたかつ	高津区役所	VI—1—1—2	
地域課題解決事業、市民自主事業	区役所	VI—1—1—2	
2 成長過程に応じた取組			
1 幼稚園・保育所等での取組			
幼児環境プログラム	環境局	VI—1—2—3	
保育園での環境教育	環境局ほか	VI—1—2—3	
2 小・中学校での取組			
環境副読本の作成・配布	関係局	VI—1—2—1	
キッズ版の冊子、ホームページ	関係局	VI—1—2—1	
小・中学校への出張出前講座	関係局・区役所	VI—1—2—2	
教員向けの研修、学習会等	教育委員会事務局	VI—1—2—2	
3 高等学校・大学での取組			
高等学校、大学での環境学習、イベント開催等	関係局	VI—1—2—2	
3 自発的な意思を尊重した取組			
エコ・フェスタかわさきなどの交流会	環境局	VI—2—3—2	
4 効果的な情報発信			
環境情報を中心とした効果的なPR活動	関係局	VI—2—3—1	
III 人材育成とその活用「活かす」			
1 コーディネーター・アシスタントの育成とその活用			
地域環境リーダー育成講座	環境局	VI—1—3—1	
里山ボランティア等の人材育成講座	関係局	VI—1—3—1	
2 環境教育・学習に係る拠点・施設の充実			
体験の機会の場認定制度の運用	環境局	VI—1—4—1	

(2) 市民及び事業者との協働体制の整備

川崎市環境基本条例第3条では、環境政策の基本原則として、「市民の参画と協働」を掲げており、また、第7条では施策の実施に当たっては、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めることとされています。

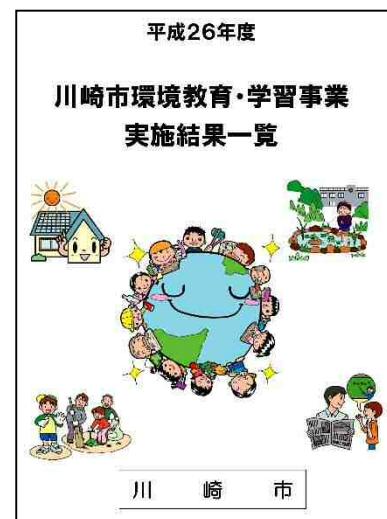
環境教育・学習の推進に当たっては、市民の主体的参画と市民、事業者及び行政相互の連携の強化が求められていることから、市民、事業者及び行政の協働による環境教育・学習の推進のための仕組みづくりを進めていきます。

(3) 年度ごとの事業実績及び事業計画の作成

環境教育・学習の計画的、効果的な実施に役立てるため、毎年度、環境教育・学習の実績報告及び実施計画を環境基本計画年次報告書により把握し、その報告を基に「川崎市環境教育・学習事業実施結果一覧」としてとりまとめ、ホームページでの公開、図書館、市民館での閲覧により、公表していきます。

また、この実績報告から、川崎市環境教育・学習推進会議において事業の進捗状況を確認するほか、課題等を把握し、解決に向けた検討を進め、必要に応じて見直しを図ることとします。

この基本方針を基に、おおむね10年間、環境教育・学習を推進することとし、この見直しにあたっては、市民や事業者等が参画し、検討を進めることとします。



コラム⑦ 環境教育・学習の評価手法

環境教育・学習の推進については、教育は短期的に効果を評価できるものとできないものがあり、短期的な評価だけに着目することで、その評価につながるものしか教育を受けず、または学習せず、あるいは個性を見えなくする弊害も発生する可能性があります。

そのため、評価手法については、国等における開発の動向を注視しつつ、当面は市民アンケートによる環境配慮への意識や、市内外の川崎のイメージ調査等の調査結果と環境教育・学習の実施件数や参加人数などの事業の進捗状況を基にした点検を行っていきます。

(参考) 法で規定する行動計画との整合性

環境教育等促進法第8条に規定する行動計画の作成にあたり、国の基本方針の中から盛り込むべき項目が定められています。川崎市環境基本計画にはこれらの項目がすべて掲載されていることから、当該行動計画は川崎市環境基本計画で対応します。

国的基本方針のうち、行動計画に盛り込むべきとされている項目	川崎市環境基本計画
1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項	
(3) 取組の基本的な方向	
① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向	
ア 地球温暖化問題等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性	IV-1 環境教育・環境学習推進
イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性	
ウ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備	IV-1-4 環境教育・環境学習に係る拠点・施設の充実
② 環境教育の推進方策についての取組の方向	
ア 環境教育がはぐくむべき能力	IV-1-2 学校における推進
イ 環境教育に求められる要素	IV-1-1 地域等における推進
③ 協働取組についての取組の方向	
ア 対等な立場と役割分担	IV-2 環境パートナーシップの推進
イ 相互理解と信頼醸成	
ウ 調整役(コーディネーター)や促進役(ファシリテーター)の活用	IV-1-3 人材育成の推進
エ 情報公開と政策形成への参画	IV-2-3 環境情報の共有化
2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	
(1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方	
① 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する考え方	
ア 国民、民間団体、事業者等との連携	
イ 自発的な意思の尊重	
ウ 適切な役割分担	IV-2-1 市民・事業者等との協働の推進
エ 参加と協働	
オ 公正性、透明性の確保	
カ 繙続的な取組	
キ 自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解	III-1-1 緑地の保全
ク 様々な公益への配慮	IV-1 環境教育・環境学習推進
② 環境教育の推進方策に関する考え方	
ア 環境教育を進める手法の考え方	IV-1 環境教育・環境学習推進
イ 環境教育を進めるための施策の考え方	IV-1-1 地域等における推進
(2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策	
① 学校、地域、社会等幅広い場における環境教育	
ア 学校における環境教育	
イ 学校の教職員の資質の向上	
ウ 社会等幅広い場における環境教育の推進	
エ 人材の育成・活用	IV-1-2 学校における推進
オ プログラムの整備	
カ 情報の提供	
キ 各主体の連携	
ク 環境教育の更なる改善に向けた調査研究	
② 職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組	
ア 環境に関する研修等の充実	IV-1-3 人材育成の推進
イ 環境に関するボランティア活動の促進	IV-2 環境パートナーシップの推進
ウ 情報の提供、表彰	IV-2-3 環境情報の共有化
⑤ 拠点機能整備	
ア 政府の拠点機能整備	IV-1-4 環境教育・環境学習に係る拠点・施設の充実
イ 地方公共団体の拠点機能整備に対する支援	
⑥ 体験の機会の場の認定	
⑧ 情報の積極的公表	
ア 政府の保有する情報の積極的公表	
イ 公表された情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供	IV-2-3 環境情報の共有化
⑨ 国際的な視点での取組	
ア 国際的な動きを踏まえた国内での対応	
イ 国際社会との協力	V-2 環境技術による国際貢献
3 その他的重要事項	
(1) 各主体間の協働取組	
① 政府と国民、民間団体、事業者等との協働取組における留意事項	計画の推進体制

環境教育支援ポータルサイトイメージ

本支所 オンライン相談 English 中文翻訳 中国繁體 葡萄牙语 Espanol Filipino

川崎市 KAWASAKI CITY

Google カスタム検索 検索の使い方 拡大 標準 ふりがな 反転 検索

トップ くらし・手続き お知らせ イベント・募集 市の施設 川崎の魅力 みどころ 事業者 就労支援情報 市政情報

現在位置： トップページ > くらし・手続き > 環境・河川・港湾 > 環境教育・研究・資料 > 市の環境教育・学習を紹介しています！ > 川崎市環境教育・学習基本方針、事業実施計画、環境教育ポータルサイト

環境教育ポータルサイト

ツイッターへのリンクは別ウインドウで開きます ツイート 2015年10月5日

川崎市における環境教育・学習の取組を紹介

- 市民・事業者・行政が協働・連携した環境教育・学習の取組をサポート

トピックス
「身近な自然を再発見！ 達人と探そう！まちなかの生き物in武蔵小杉」(平成27年10月11日(日)開催予定)参加者募集中

協働取組の推進「つながる」

優れた環境技術の集積、河川や丘陵等の豊かな自然、数々の環境教育・学習の拠点、地域における活発な取組などの地域の環境保全活動を支える豊富な地域資源を活用しながら、市民、事業者、行政が、地域で「つながる」取組を推進しています。

環境教育等を地域で実践「伝える」

自ら進んで環境問題に取り組む人材を育成し、地域の環境保全活動がさらに広がり、かつ次世代につながるよう、学習の場や時期、段階に応じて環境教育・学習を効果的に「伝える」取組を推進しています。

人材育成とその活用「活かす」

地域の環境保全活動に環境教育・学習を活かす仕組みづくりとして、市民、事業者、行政のさまざまな人・団体をつなぐコーディネーターの育成や環境教育・学習の活動の場となる拠点や施設の充実等、地域の活動に「活かす」取組を進めています。

環境施策の紹介(中学生用の環境読本から)

- 地球温暖化のはなし
- 大気のはなし
- 水質のはなし
- 資源・ごみのはなし

川崎市環境教育・学習基本方針、事業実施計画、環境教育ポータルサイト

川崎市環境教育・学習基本方針、事業実施計画

- 平成26年度川崎市環境教育・学習事業実施一覧
- 川崎市環境教育・学習基本方針(改訂版)

サンキューコールかわさき 044-200-3939 (市政に関するお問合せ・ご相談)
よくある質問(FAQ)

電子申請(ネット窓口かわさき) 

市役所

- 市役所案内
- 行政サービスコーナー

区のホームページ

- 川崎区 幸区
- 中原区 高津区
- 宮前区 多摩区
- 麻生区

川崎市環境教育・学習基本方針

検索 

川崎市環境教育・学習基本方針
平成28年3月29日改正
川崎市環境局環境調整課

